

令和4年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和4年3月8日 午前10時00分 開会  
午後 4時48分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	市民生活部理事	林本裕明
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	保健福祉部理事	東錦也
こども未来創造部長	井上理恵	こども未来創造部理事	板橋行則
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 8番 奥本佳史 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	4	坂本 剛司	一問一答	視覚・聴覚障がい者の補装具支援と生活支援について	担当部長
				選挙投票区と選挙ポスター掲示場の増設と投票所施設の改善を	市 長 担当部長
				4月施行の「プラスチック資源循環促進法」について	担当部長
2	9	松林 謙司	一問一答	ヤングケアラー・介護する子どもの把握と的確な支援について	担当部長
				各学校教室、保育所及び学童保育所等における感染拡大防止のための効率的な換気について	市 長 教育長 担当部長
				学校教育におけるハイリー・センシティブ・チャイルド（H S C）への認知度向上と配慮について	教育長 担当部長
				図書館での除籍される図書の再活用について	教育長 担当部長
3	1 2	増田 順弘	一問一答	“ゼロカーボンシティ”に向けての今後の取り組みについて	市 長 副市長 担当部長
				高齢者・障がい者世帯が住みやすい街づくりについて	市 長 担当部長
4	8	奥本 佳史	一問一答	「勝手登山道」登山者への対応と対策について	市 長 副市長 担当部長
5	1	西川 善浩	一問一答	本市における森林環境譲与税の用途について	市 長 副市長 担当部長
				新町スポーツゾーン事業について	市 長 副市長 教育長 担当部長
6	3	柴田 三乃	一問一答	コロナ禍における小・中学生の心のケアについて	教育長 担当部長
				市民との協働、そして市民参加によるまちづくり	市 長 担当部長
7	2	横井 晶行	一問一答	業務委託業者への監視体制	担当部長

8	10	谷原 一安	一問一答	ノラ猫対策とTNR活動の支援について	市長 担当部長
				安心して保育を受けられる環境づくりについて	市長 教育長 担当部長
9	7	吉村 始	一問一答	市立小学校の校区について	市長 教育長 担当部長
10	5	杉本 訓規	一問一答	下請等に市内業者への優先発注について	市長 担当部長
11	14	藤井本 浩	一問一答	不登校の現状と対応について	市長 副市長 教育長 担当部長
				防犯カメラの設置について	市長 副市長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

**川村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月28日の通告期限までに通告されたのは11名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は11名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

**坂本議員** 皆さん、おはようございます。新人議員の坂本剛司でございます。議員になって5か月たちましたけれども、まだまだ勉強の毎日でございます。新人議員ではございますが、言いたいことは言わせていただきます。それと、私は、滅私奉公の精神を持って議員活動を努めてまいりたいと考えております。もう一度言います、滅私奉公の精神を持って議員活動を努めてまいります。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。

これより先は質問席にて行わせていただきます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** まず、視覚、聴覚障がい者の補装具支援と生活支援についてであります。私がこの質問をする目的は、葛城市民の皆さんで身体障がいを持っておられる方は、既に行政サービスを受けておられると思いますが、身体障がいを持ってなくて、視覚、聴覚に不調を感じておられる方に、医師の診察、相談の上、身体障害者手帳を取得すれば、ご自身の生活の補助となる補装具支援、生活支援を行政から受けることができるということを広く市民の皆さんに知っていただきたいからであります。

まず、視覚障がいですが、視覚障がいは大きく4つに分けられます。まず1つ、視力障がい。視力障がいといいますのは、角膜から光が入ってきて、瞳孔を通過して水晶体、硝子体、網膜に像が映り、黄斑部中心窩というところから、視神経から脳に行ってものが見えると。その間に障がいがあれば、視力に障がいが出ると。視覚的な情報を全く得られない、またはほとんど得られない人、これらの方は全盲と言われる方です。また、文字の拡大や

視覚補助具等を使用し、保有する視力を活用することができる人、これらの方は弱視と言われます。これが1つ目の視力障がい、視覚障がいのうちの1つ目の視力障がいであります。あと2つ目は視野障がい。これは緑内障とかで房水が順調に排出されなくて、眼圧が上がり視野が欠損されると。目を動かさない状態で見ることのできる範囲が狭くなるというのが視野障がいであります。周辺だけが見えて真ん中が見えない方、その逆で、中心は見えるけれども周辺が見えない方というように分けられます。3番目は、色覚障がい。色盲や色弱の方ではありますが、これらの方は障がいとしては認定はされますが、身体障害者手帳の対象にはなりません。そういうことになってます。あと、4つ目の光覚障がい。光覚障がいといいますのは、網膜に視細胞というのがありまして、明るさに反応する錐体、暗さに反応する杆体、これらの視細胞の異常によって光覚障がいが発生します。

身体障害者福祉法に規定されている視覚障がいは、視機能のうちの矯正視力、視野の程度により1級から6級に区別されます。矯正視力とは、近視や乱視、屈折異常を矯正眼鏡、コンタクトとかで矯正したときの視力です。視野は、視線を真っすぐにして動かさない状態で見える範囲でのことを言います。1級が重度になるわけですが、1級の視力となりますと、矯正視力の両目の和が0.01以下のものとなっております。これが一番重度障がいということになります。そこから2級、3級、4級、5級、6級になるほど軽度になるわけですが、6級は、片目の矯正視力が0.02以下、もう片方の視力が0.6以下の方の障がいが6級となりますが、つまり、片方の目が全く見えなくても、もう片方の目が0.7の視力があれば障害者手帳が発行されないと。そういうことになります。これもおかしいかなと思うような状態ですけれども、そこで質問です。

葛城市における視覚障がいの手帳を所持しておられる方の内容と人数について、どのような状況でしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** おはようございます。保健福祉部の森井でございます。ただいまの坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまご質問いただきました、葛城市における視覚障がい者の手帳を所持しておられる方の内容と人数ということでございます。まず、視覚障がいとは、ただいま議員よりご説明いただきましたとおり、視力が低下したり、視野が狭まったりすることで生活等に支障が生じている状態を指します。視覚障がいの程度は、身体障害者手帳の等級で1級から6級までで表すことができ、数字が小さいほど重度ということになります。葛城市における視覚障がいを理由とする身体障害者手帳所持者数は、令和4年2月末時点において合計79名、うち1級が25名、2級が29名、3級以下が25名となっております。また、年代別では、65歳以上が59名で約75%となっており、高齢者の割合が高い状況でございます。

以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ありがとうございます。ということで、高齢者の割合が高いという答弁です。日本は世界一の長寿国であり、指折りの豊かな国ではございますが、ゆえに、医療問題は深刻でありま

す。近年、糖尿病網膜症、緑内障、加齢黄斑変性症などで視覚に障がいを持つ人の数が増えてまいりました。今後は、人生の半ばを過ぎてから視覚に障がいを持つ人の数がますます増えることが予想されますから、視覚障がい者に対する理解を更に高め、行政が適正な支援をすることが重要であると考えます。

次に、聴覚障がいがありますが、聴覚障がいとは、話し方や周囲の物音を聞く能力、聴力、聴覚に何らかの障がいが生じ聞こえない、非常に聞こえにくい状態が継続することです。25デシベル以上の音でようやく聞こえる状態になる場合を、医学的には聴覚障がいと呼びます、とあります。デシベルとは音の大きさを表す単位で、25デシベルとは小さな音です。紙に鉛筆で文字を書くときのかつかつというレベルの小さな音であります。それぐらい小さな音が聞こえないからといって日常生活に支障を来すことはないですが、医学的には、25デシベルが聞こえないと障がいと診断されます。

聴覚障がいも身体障害者手帳の等級が、2級、3級、4級、6級とあり、2級の方が重度、6級が軽度障がいとなります。このうちの4級から6級、軽度の等級までなら、補聴器を活用することで普通音声でのコミュニケーションも困難ではありません。つまり、生活に補聴器がとても役に立つというレベルでございます。しかし、等級が3級になると、両耳とも90デシベル以上の難聴となりますので、補聴器だけで会話を成立させるのはかなり難しくなります、とあります。

そこで質問です。聴覚障がい者の現在手帳を所持しておられる方の内容と人数について、どのような状況ですか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

ただいまご質問いただきました聴覚障がいとは、ご説明いただきましたとおり、耳の聴こえが低下していることで生活等に支障が生じている状態を指します。聴覚障がいの程度は、身体障害者手帳の等級で2級から4級までと6級で表すことができ、数字が小さいほど重度ということになります。葛城市における聴覚障がいを理由とする身体障害者手帳所持者数は、令和4年2月末時点において合計157名、うち2級が37名、3級が20名、4級以下が100名となっております。また、年代別では、65歳以上が133名で約85%となっており、高齢者の割合が高い状況にあります。

以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 聴覚障がいも高齢者が多く、85%ということですか。高齢者は、加齢によって聴こえが悪くなる老人性難聴が多いと想像ができます。老人性難聴は40代から始まると言われております。では、視覚、聴覚で行政の支援をと考えた場合に必要な身体障害者手帳の取得方法について、どのような手順で取得できますか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 身体障害者手帳の取得方法についてでございますが、身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、都道府県において障がいの認定や交付を行います。交付申請及び手

帳の受領につきましては、市役所の窓口にて行っていただけます。

なお、交付申請には、都道府県知事が指定する医師が作成した診断書、意見書が必要となります。そして、身体障害者手帳を受領していただく際に、障がいの種類や程度に応じて利用可能な障害福祉制度の説明及びその手続も行っていただけます。身体障害者手帳に基づく障害福祉制度については、福祉医療や手当など様々な公的支援制度から、民間も含めた各種優遇制度など多岐にわたるので、できる限り分かりやすく情報が提供できるよう努めております。

以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 分かりました。では、視覚、聴覚の身体障害者手帳を取得した後、自分の生活の補助となる補装具の行政の支援はどうなっていますか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 視覚、聴覚の障がい者の補装具についてでございます。まず、補装具とは、障害者総合支援法に基づく、障がいのある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具です。補装具の支給方法には購入、修理及び貸与があり、その費用の原則1割が本人負担となりますが、所得等に応じて負担を軽減する制度がございます。そして、補装具には種類ごとに基準額、耐用年数が定められており、基準額を超えた部分については全額自己負担となる場合がございます。また、耐用年数が経過しない場合は、購入ではなく、修理で対応していただく場合がございます。その中で、視覚障がい者の方への補装具の種類は、安全づえ、義眼、コンタクトレンズ、遮光眼鏡などとなります。令和2年度の支給実績としましては、遮光眼鏡2件となっております。令和3年度の支給実績は、現在までのところございません。また、聴覚障がい者の方への補装具の種類は、補聴器となっております。令和2年度の支給実績は32件、令和3年度の支給実績は、現在まで31件となっております。

以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 今の答弁で、視覚障がい者には安全づえ、義眼、コンタクトレンズ、遮光眼鏡等が支援できるとありました。重度障がいの方には安全づえ、網膜色素変性症や緑内障、白内障の術後になりますとまぶしくなりますので、医師の診断があり、身体障害者手帳を取得すれば、まぶしさを和らげる遮光眼鏡が支給できると、こうありました。それと、コンタクトレンズでございますが、近視、乱視といった普通の屈折異常で矯正視力が出る場合は、身体障害者手帳が取得できませんが、そして行政サービスは受けられませんが、円錐角膜という病気があります。円錐角膜の場合は、コンタクトレンズの支援が行政から受けられます。円錐角膜とは、角膜の一部が薄くなって、房水に押されて角膜が円錐状に突き出る、そういう病気でございますが、この場合、強度近視、不正乱視になりますので、眼鏡では100%矯正はできません。ハードコンタクトレンズを使用するか、角膜移植しかありません。軽度の円錐角膜でしたら、角膜リングを挿入する手術を受けるという方法もあります。これは医療行為になり

ますので、角膜の中にリングというものをに入れて、突き出てる角膜を平らにして眼鏡やコンタクトレンズで矯正しやすいようにするという、角膜リングというものを挿入する手術です。ハードコンタクトレンズ以外にできる角膜移植でございますが、角膜移植は、順番、ドナー待ちということになりますので、移植順番待ちで非常にハードルが高いので、ハードコンタクトレンズで円錐角膜を矯正するということになります。でも、突き出ている角膜とハードコンタクトレンズが常に当たるので、これはとても痛い。目薬をさしながら使わなければいけないということになります。ハードコンタクトレンズは、円錐角膜が障害者総合支援法の対象疾患となっていることから、身体障害者手帳がなくても補装具による支援を行政から受けることが可能と思われまますので、主治医に相談されて、主治医の意見書を持って行政に相談されたら、ハードコンタクトレンズの支援を受けられるかと思えます。

次に、視覚、聴覚障がい者への生活の支援はどうなっていますか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 視覚、聴覚障がい者への生活支援の状況でございます。視覚、聴覚とそれぞれの障がいの部位が異なることにより、支援の状況についても異なっております。まず、視覚障がい者の方への主な支援としましては、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と呼ばれる障害福祉サービスの利用が挙げられ、申請については、市役所の窓口で行っております。その障害福祉サービスの中で特に視覚障がい者の方へ特化したサービスとして、同行援護というガイドヘルパーを派遣するサービスがございます。これは視覚障がい者の方で移動に困難を有する方に、代筆、代読を含んだ、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を提供するサービスであり、視覚障がい者の方が安心して社会参加できるよう支援を行っております。令和2年度の利用実績は38件、令和3年度の実績は、現在まで29件となっております。また、音訳ボランティアの協力により、広報かつらぎを音声で収録した声の広報を希望される視覚障がい者の方へお届けし、日常生活で必要になる行政情報等を提供する支援を行っております。その他、中途失明者等の生活訓練事業、盲導犬の貸与等の事業も実施しております。

続いて、聴覚障がい者の方への主な支援としましては、意思疎通支援事業として、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を行っております。これは、聴覚障がい者の方が医療機関を受診するときですとか、子どもの授業参観に出席するときなど、社会生活の中で手話通訳者、要約筆記者が必要になった場合に無料で派遣を受ける制度となっております。令和2年度の利用実績は26件、令和3年度の利用実績は、現在まで49件となっております。また、聴覚障がい者の方との交流促進のために手話奉仕員養成研修事業を行っております。日常会話程度の手話表現技術の習得を目標に、入門課程1年、基礎課程1年、計2年を通して養成講習を行っております。今年度は、基礎課程を終え、9名の方が修了されました。さらに、手話通訳者を市役所窓口に通2日設置し、庁舎内の各種業務において聴覚障がい者の方とのコミュニケーションを円滑にし、その方の要望に沿ったきめ細かな対応を行っております。

以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。



**坂本議員** 分かりました。これからも障がい者の方に厚い支援をお願いするところであります。また、市民の皆様におかれましては、これらの行政サービスがあるということを理解していただいて、視覚、聴覚に不調を感じておられる方は、医師の意見書を持って市役所に相談に行ってもらいたいと思います。

では、最後に、大きな災害が発生して、仮に避難所生活を強いられた場合、身体障がいがある、ないに関わらず、民間の業界による、条件付ではありますが、コンタクトレンズ及び補聴器の無償提供があることを付け加えておきます。すごく大きな災害が起きた場合のことです。

以上で1つ目の質問は終わらせていただきまして、次に、2つ目の、選挙投票区と選挙ポスター掲示場の増設と投票所施設の改善をということでございます。この要望をする目的は、重ねて言いますが、投票環境の向上を図る有効な選択肢として、投票区とポスター掲示場の増設と投票所の改善をぜひしてほしいからであります。では、まず質問します。現在の選挙投票区、選挙ポスター掲示場の市内の体制は、いつ頃からのことでしょうか。

**川村議長** 米田総務部理事。

**米田総務部理事** 皆さん、おはようございます。総務部の米田でございます。どうぞよろしく願いいたします。坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成16年の合併当初より、葛城市の選挙投票区数は、新庄地区が15投票区、當麻地区が16投票区でございまして、合計で31投票区でございます。加えまして、期日前投票所におきましては、新庄庁舎と當麻庁舎の2か所開設しておりました。また、ポスター掲示場数でございますが、新庄地区が87か所、當麻地区が84か所で合計171か所でございます。合併以降はこの状況を継続しておりまして、旧町時のそれぞれの選挙担当者に合併前の状況を伺ったところでございますが、旧町時の体制をそのまま引き継いでいるところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** そうなんです。四、五十年前から全く変わってないということなんです。四、五十年前から、その後、現在の葛城市は、當麻町と新庄町の合併もあり、まち並み、道路、人口など大きく変わっていると考えますが、どう思いますか。教えてください。

**川村議長** 米田総務部理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、選挙人名簿登録者数の推移で申し上げますと、合併後初めての定時登録で、平成16年12月の選挙人名簿登録者数が2万8,260人。一方で、令和4年3月の選挙人名簿登録者数が3万564人となってございまして、この17年間で2,304人もの登録者が増えている状況となっております。投票区ごとの選挙人名簿登録者数を見ますと、増加しております投票区が16区、減少した投票区が15区となっております。増加の大きい順番で申し上げますと、第6投票区、第7投票区、第1投票区、第19投票区、それから、第23投票区となっております。これらの投票区につきましては、300人以上の増加が見られるところでございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 今回の答弁のとおり、私の地元の第6投票区が、選挙人が一番増加しているとの答弁であります。私は、まちは大きく変わっているけれども、投票区は全く変わっていませんという答えが欲しかったですけれども、そういう答弁でありました。現在の投票区は、當麻地区は1大字1投票区で、新庄地区は、第1投票区は4か大字で1つの投票区となっております。私の地元の第6投票区は、3か大字で1つの投票区となっております。私の地元は今後も世帯数、人口とも激増していくと考えております。10人、20人の人口はすぐ増えます。ですので、大変バランスが悪いと考えております。

公職選挙法第17条で、1、投票区は、市町村の区域による。2、市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる、となっております。公職選挙法第39条で、投票所は、市役所、町役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける、となっております。そして投票所として指定する施設は、次に掲げる要件をできる限り確保しているものとあります。それは、選挙人の数に応じた適当な広さを確保していること。選挙人のための駐車場を確保していること。バリアフリーに対応していること。選挙人の投票に支障をきたさない程度の照度及び静穏を確保していること。投票に必要な機器を使用するための電源を確保していること。事務従事者のためのトイレ、休憩場所、給排水設備及び空調設備を確保していること、となっております。

私の地元の第6投票所は、駐車場はない。駐車場がなくても前の道に車を置かれますけれども、そんなに車の通る量が多いというわけではないので、道に置いても特に問題はないのですが、それと、バリアフリーに全く対応していない。膝、腰の悪い方が投票に来たら、入り口の段が高いので上に上がれない。これらの人が投票に来たらどうなるのかと。私は第6投票所しか知らないのですが、ほかの投票所がどのような状況かというのは分かりません。これらのことから、第6投票所を2つに分けて、新たな投票所を地元で設けられないか。これらのことは、地元の区長をはじめ住民の考えでもあります。そして、現状の投票区は大変バランスが悪い。これらのことは認められますか。答えてください。

**川村議長** 米田総務部理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

新庄地区15投票区におきましては、新庄地区の大字の数が全部で29か大字であることから、1投票区に複数の大字が混在している投票区は、全部で7投票区ございます。一方で、當麻地区は1投票区1大字という構成となっております、さきに申し上げましたように、旧町の構成をそのまま引き継いだ投票区となっているところでございまして、當麻地区の1投票区1大字という観点から見れば、均衡は取れておりません。投票所の環境等につきましては、駐車場のない投票区もございしますが、投票所が所在する大字や有権者のご理解をいただきながら、選挙の執行にご協力を賜っているところでございます。

バリアフリー化に関しましては、段差解消のためのスロープを設置させていただいている投票所もございしますが、行き届いていない投票所に関しましては、改めて各投票所の選挙事務経験者より意見を伺った中で、改善の対処方法を検討させていただきたいと考えていると

ころでございます。

第6投票所を2つに分け、新たな投票所を大字東室に設けられないのかというご質問でございますが、投票所の増設につきましては、旧自治省から基準が示されているところございまして、選挙人の住所から投票所までの距離が3キロメートル以上、また、投票区の選挙人数がおおむね3,000人超にあつては、市町村の選挙管理委員会が必要と認めるときは、投票区を増設することができるかとされているところございまして、第6投票区の現状より、大字東室への新たな投票所設置は困難かと存じ上げます。

葛城市の投票区を含めた投票環境全般につきましては、特に高齢化対応などは、1地区だけの問題ではなく、全体の問題として受け止めなければならないと考えております。選挙管理委員会において整理統合等再編を行う際は、様々な調査を行っていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 地元で前市長が、昔、大字懇談会というのを開かれたことがあります。前市長をはじめ、当時の副市長、教育長、各部課長が居並ぶ中で、会が終わりに近づき、司会者の方が、最後に、この機会ですから、市長や市に何か意見、要望があれば承りますと、何でもいいですよと言われました。ある高齢者が果敢に手を挙げて要望されました。投票所が遠いので何とかありませんかと言われました。前市長の答えは、それはちょっとなという一言で終わりました。一市民の要望とはそんなものなんですねと。全部聞いてたら切りがないとは思いますが、そういうことがあったということをおきます。

次に、選挙ポスターであります。選挙ポスターを掲示する目的は何でしょうか。教えてください。

**川村議長** 米田総務部理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。坂本議員のご質問にお答えいたします。

選挙ポスターの記載内容に虚偽事項の記載等はできませんが、企画寸法内であれば、内容に関する制限は特にございまして、立候補者においては、告示日、また、公示日から投票日当日までの間、有権者に自身をアピールするための手段の1つであると考えているところでございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** ポスター掲示場は、選挙公報の意味合いもありますが、立候補者を紹介することであると思います。今現在、多い投票区で1投票区8から9か所、掲示場があります。私の地元の第6投票区では6か所になっております。地元の東室においては2か所、西室においては1か所とあまりにも少ないと。ほかの大字でも、1大字1ポスター掲示場というものもありますが、世帯数や人口に合ったバランスの取れたポスター掲示場の数を求めます。これらのことも、地元の区長をはじめ住民の方の考えでもあることを言うておきます。教えてください。

**川村議長** 米田総務部理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。坂本議員のご質問でございます。お答えさせていただきます。

各投票区におけますポスター掲示場の数でございます。こちらは、公職選挙法施行令第111条に規定されておまして、それぞれの投票区の選挙人名簿登録者数や投票区の面積によりましてその設置数が定められているところでございます。しかし、各投票区の地勢、また、交通面等の状況を考慮いたしまして、総数の範囲内において各投票区におけるポスター掲示場の数を増減することは差し支えないとなっております。議員おっしゃるように、第6投票区につきましては、法定設置数7か所に対しまして現在は6か所の設置となっております。掲示場の設置の際は、選挙管理委員会の事務局がポスター掲示場の設置想定箇所を選挙前に必ず確認しております。選挙執行が想定される時期にその想定箇所に設置可能かどうかの確認を行っております。次回の選挙時には、投票区の全体的なバランスも考えながら、選挙管理委員会で協議を行い、前向きに検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 分かりました。よろしくお願いいたします。

ここで市長にお伺いします。投票区の増設やポスター掲示場の増設に関する私のこの質問について、市長はどのように思われますか。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご質問にお答えしたいと思います。

選挙の話になりますので、なかなか答弁は難しいです。思いというのを伝えるというのは非常に難しいと思いますので、これは最終的に、今、理事から答弁がありましたように、選挙管理委員会の方で協議をしていただきたいと思いますと考えております。

答弁は以上になります。

**川村議長** 坂本議員。

**坂本議員** 分かりました。ありがとうございます。予想されたお答えであると考えます。私の2つ目の一般質問に関して、私がこの一般質問をする前から、私の目の前で、増設は無理だと言う方がおられました。私は、余計なことは言うな。あんたがジャッジすることか。違うやろうと言いたいです。今すぐは無理かもしれませんが、私は、これらのことを、声を上げて発信することが重要だと考えております。声を上げないと何にも変わらない。声を上げないと、行政は今ままでよいと判断して、いつまでたっても何も変わらない。声を上げてもなかなか変わらないものですけれども、これらのことは、月に1度開催される選挙管理委員会で、増設について検討していただくことを切にお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次に、3つ目、4月施行のプラスチック資源循環促進法についてであります。残り時間が少ないので、この3つ目の質問はまたの機会に回させていただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

**川村議長** 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

次に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9 番、松林謙司議員。

**松林議員** 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

まず第1点目が、ヤングケアラー・介護する子どもの把握と的確な支援について。第2点目が、各学校教室、保育所及び学童保育所等における感染拡大防止のための効率的な換気について。第3点目が、学校教育におけるハイリー・センシティブ・チャイルド（HSC）への認知度向上と配慮について。そして最後に、4点目の、図書館での除籍される図書の再活用について。以上4点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** まず第1点目の、ヤングケアラー・介護する子どもの把握と的確な支援についてお伺いをさせていただきます。病気や障がいのある家族の介護を担いながら学校に通っている18歳未満のヤングケアラーは、幼き介護者と訳され、主に家族の介護や世話をしている子どものことを言います。このヤングケアラーについての実態調査は、一部自治体や研究者の元にとどまり、全国のヤングケアラーに関する公的データはありませんでした。この全国的な実態調査につきましては、2020年12月頃から2021年1月にかけて、厚生労働省と文部科学省が初めて全国的な実態調査を行いました。このように政府が本格的な調査に乗り出したということは、それだけ事態を深刻に見ているという表れであろうかと、このように思います。この実態調査につきましては、公立の中学校1,000校と全日制の高校350校を抽出して2年生にインターネットでアンケートを行い、合わせておよそ1万3,000人から回答を得ております。この実態調査によりますと、世話をしている家族がいるという生徒の割合は、中学生が5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%でおよそ24人に1人でした。内容は、食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかにも、きょうだいを保育園に送迎したり、祖父母の介護や見守りをしたりと多岐にわたっております。世話にかけている時間は、平日1日の平均で中学生が4時間、高校生は3.8時間で、そして、1日に7時間以上を世話に費やしている生徒が1割を超えていたということでもあります。

また、今回、厚生労働省や文部科学省では、定時制や通信制の高校についても、規模を縮小した上で調査を行っております。調査では、それぞれの都道府県から1校ずつ抽出してインターネットでアンケートを行い、合わせておよそ800人から回答を得ております。その結果、世話をしている家族がいるという生徒の割合は、定時制高校が8.5%でおよそ12人に1人、通信制高校が11%でおよそ9人に1人と、いずれも全日制の4.1%を上回っております。このうち、通信制高校の生徒では、1日に7時間以上世話に費やしているという回答が24.5%を占めていたということでもあります。今回の実態調査では、子どもが介護の責任のため、友人関係や学業を犠牲にし、学習、進学、就職などの面での困難を抱えることも少なくなく、進学や就職を断念する高校生もいるようであります。子どもが介護を担うことによる影響は、成人してもなお尾を引く問題であり、年長の介護者に比べて課題も多いと言われております。

ヤングケアラー問題では、周囲の大人が察知をして発覚して判明するというケースはほとんどありません。例えば、学校を休みがちになる、家庭訪問で判明したなど、教員の行動によって発見されるケースはまれであると言われております。ヤングケアラーの問題は、気軽に誰でも相談できる環境づくりを行うことが最も重要であるといえます。幼い頃から家事や家族の介護、世話をしている子どもにとって、それをするのは当たり前な生活です。つまり、ケアを担っているという意識ではなく、自身がヤングケアラーだと気づいていないことも間々あります。そうした原因もあり、ヤングケアラーという存在や支援の必要性は、長い間認識されないまま過ごされてきました。地域におけるヤングケアラー問題の実態の把握と支援を進める上で重要なポイントは、やはり家事や家族の介護、世話をしている子どもが、何でも気軽に相談できる環境づくりが重要であろうかと、このように思いますが、ここで伺います。

本市において、ヤングケアラーについてのアンケートなどの実態調査は実施されているのか。また、ヤングケアラーのケースに該当する子どもは何人ぐらいいると認識されているのかをお示しください。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 皆様、おはようございます。教育委員会の西川でございます。よろしくお願いたします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ヤングケアラーについての実態調査は、今年度初めて、県教育委員会が県内の中学3年生及び高校生の全生徒を対象に、令和3年6月に実施いたしました。本調査の実施を受けて、本市においても、小学4年生から中学2年生の全児童・生徒を対象にして、令和3年11月に調査を実施いたしました。ヤングケアラーについての実態調査の実施に関して、県教育委員会では、本来、大人が担うべき家事や家族の世話を週に3日以上しており、なおかつ、1日当たりの時間が3時間以上である生徒をヤングケアラーと考えております。県教育委員会による調査の結果、本市の中学3年生には若干名のヤングケアラーがいることが分かっております。これらの生徒については、既に学校やこども・若者サポートセンターとも情報を共有し、当該生徒に対して、学校において聞き取りや今後の状況把握を行うなどの対応を取っております。また、小学4年生から中学2年生の児童・生徒について、本市で実施した調査結果を基に、県の規定に基づいて、ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒を取り上げました。その上で、これらの児童・生徒について、各校において詳しい聞き取りをしていただいた結果、ヤングケアラーに該当する児童・生徒はいないと考えておりますが、要保護児童対策地域協議会に係る児童・生徒もいることから、今後も継続して見守る必要があると考えております。これらの結果は、いずれも調査実施時点のことでもあるため、今後とも、今回の当該児童・生徒のみならず、家庭環境において配慮が必要な児童・生徒に対して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。あるリサーチ、要保護児童対策地域協議会に対して行ったアンケ

ート調査、ヤングケアラーの早期対応に関する研究の報告書によりますと、アンケート調査でヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題はという問いに対して最も多かったのが、家族内のことで問題が表に出にくい。子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい。次に多かったものが、ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない。そして、次のアンケート調査といたしまして、ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の課題としてという問いに対しては、最も多かったのが、家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない。次に多かったものが、子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題として認識しておらず、支援を求めないとあります。この研究報告書では、ヤングケアラーと思われる子どもを見つけ出し、支援の手を差し伸べる側、福祉の現場で奮闘していただいている側の意見としては、ヤングケアラーの概念が地域で認識されていない。また、ヤングケアラーの判断基準としての概念が不透明であると。子ども自身の権利が侵害されていないか。子どもの権利侵害の視点に立って客観的にアセスメントできる基準の確立が必要との意見が印象的でありました。現在、ヤングケアラーの客観的な判断基準、こういった子どもがヤングケアラーとしての支援の対象となるのかといったようなアセスメントできるガイドラインの整備はできているのかどうか、お示しをください。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ヤングケアラーの客観的な判断基準につきましては、令和元年7月に厚生労働省が、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応についての中で、ヤングケアラーの概念及び要保護児童対策地域協議会に求められる役割について示されています。葛城市独自のガイドラインはまだ整備をしておりますが、令和2年6月に、ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート（案）と、ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）が示されていますので、これに沿ってヤングケアラーへの対応、支援を行っております。今後必要になれば、市独自のガイドラインの整備も図ってまいりたいと思っております。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。国による全国的なヤングケアラーの実態調査が行われたのも最近のことであり、ヤングケアラーの対策に対する支援の取組も、その途に就いたばかりと言えるかも知れませんが、しかし、ヤングケアラーをいち早く見つけ、支援につなげることが重要であります。本市独自の实態調査に基づき、支援策の取組をすることになろうかと思っておりますが、本市においては、ヤングケアラーに該当する子どもに対して、具体的にはどのような支援の手を差し伸べているのかをお示しください。また、既にヤングケアラーに該当する子どもに対して支援の手を差し伸べている事例は何例ほどか。また、どのような支援内容か、代表的な事例、簡単にご紹介をください。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** ヤングケアラーに対する具体的な支援策についてでございます。具体的な支援策といたしましては、家族の介護をしている場合であれば長寿福祉課や社会福祉課などが、幼い家族の世話をしている場合であれば子育て福祉課や健康増進課などが、それぞれ利用できるサービスを保護者にお知らせし、子どもの家庭環境を変えていくなどの支援が考えられます。また、児童・生徒の心のケアの問題には、学校や民生児童委員とも連携を図りながら、こども・若者サポートセンターの家庭相談員や臨床心理士による相談支援をすることなどが考えられます。また、葛城市では、家族の世話などで登校できないなどのヤングケアラーは、適切な養育を受けることができないネグレクトとして要保護児童対策地域協議会で管理をし、家庭相談員、保健師、教育指導主事などが年間を通じて学校訪問を行い、必要な支援に当たります。今までに2例対応しており、関係機関とも連携して、さきに述べましたそれぞれの支援を行いました。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。ヤングケアラーに関する支援は、縦割りの支援ではなく、各担当課を横断する包括的な支援体制が求められるところであります。ヤングケアラー、特に日本では、このような子どもたちの問題は、その他の児童福祉の問題の陰に隠れてしまい、見過ごされた存在と言っても過言ではなく、言わば政治の光が当たらなかった部分であろうかと、このように思います。どうか本市におけるヤングケアラーの支援の取組を今後更に進めていただく担当部課の皆様には、子どもの権利、健康を守る権利、教育を受ける権利、子どもらしく過ごせる権利を守るために、どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第2点目の質問、各学校教室、保育所及び学童保育所等における感染拡大防止のための効率的な換気についてお伺いをさせていただきます。全国でオミクロン株による感染が広がり、今や第6波の渦中にあります。奈良県内の1日の感染者数が、昨日3月7日には599人と、葛城市におきましてもまだまだ予断を許さない状況であります。このオミクロン株は、まだ明らかではない部分がありますが、他の株よりも感染しやすいと考えられます。接触者への感染を追跡した研究では、オミクロン株では、デルタ株に比べて伝播性が高いことが示唆されております。例えば、英国で家族内感染を追跡した研究では、接触者に伝播する確率が、デルタ感染者からは約10%であったのに対して、オミクロン患者からは18%という結果が出ております。また、オミクロン株による感染の特徴の1つとして、若年で発症、入院数が増加をすることが挙げられております。日本でも、2022年1月から、成人ではなく、17歳以下の若年者や小児での発症例も急増しております。当初の新型コロナは、子どもはあまり感染しない、入院しないというのが1つの特徴でございましたが、一概には言えなくなってきております。

小児は、ワクチン接種の状況が異なるのも理由の1つとして挙げられます。また、オミクロン株への再感染への可能性についてということで、新型コロナウイルスに感染したことがある人は、オミクロン株に再感染する可能性はあるのかという疑問に対しましては、オミクロン株は他の株よりも再感染する可能性が高くなるというデータが出ております。新型コロナ



ナウイルスの感染歴のある人にとって、デルタ株での再感染よりもオミクロン株での再感染の方が5.4倍起こりやすいことが示唆されております。一度オミクロン株に感染した人でも再感染する可能性があり、また、当初、新型コロナウイルスにあまり感染しないとされていた子どもも、今回のオミクロン株には大人と同様に感染の可能性があると言えます。オミクロン株は、デルタ株と比較すると重症化しにくい可能性があります。しかし、感染者数が増加すれば、それに比例して、入院を要する人、重症になる人が増えてまいります。引き続き、一人一人がマスク、手洗い、3密を避けるなど、感染対策の基本の徹底を図っていくことが、自分や周囲の人を守ることに繋がってまいります。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解といたしまして、集団感染が確認された場所で共通する次の3条件が示されております。1つは、密閉空間であったこと。2つは、多くの人が密集をしていた。そして3点目は、近距離での会話や発声が行われたという。このうち、換気の悪い密閉空間を改善するためには、適切な換気を行うことが必要であるとの見解が公表されております。

ここで伺いをさせていただきます。各学校教室、保育所及び学童保育所等での換気については、どのように換気を実施されているのかをお示しく下さい。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

幼稚園、小・中学校での授業中や保育中におきましては、空気清浄機を稼働させながら、常時、対角の窓や扉を開けて換気しております。また、授業と授業の間の休み時間等におきましては、教室の全ての窓や扉を開けて換気に努めております。

以上でございます。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 私の方からは、保育所、学童保育所の施設につきましてご説明いたします。

保育中、空気清浄機を常時稼働させながら、窓の方も常時開け、雨などの吹き込みがきつい場合などの日には、1時間に2回以上、数分間窓を全開にし、扇風機も活用いたしまして空気の入替えを行い、密閉、濃密にならないよう換気を徹底しているところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。新型コロナウイルスの感染対策のためには、やはり適切な換気が重要となります。適宜換気をすることでよんだ空気を入れ替え、空気中の新型コロナウイルスを減らして感染確率を減らすことが肝要であります。目に見えない空気がよんできたかを判断する目安になるのが二酸化炭素濃度であります。この二酸化炭素濃度の測定をするCO<sub>2</sub>濃度測定器を設置し、適正な換気の管理を行うことが必須であります。大事なことは、視覚的に換気が必要かどうか、窓を開けるタイミングなどを判断できることであります。

ここで改めて伺いをさせていただきます。本年は、年頭より、学校施設また学童保育所等におきまして、職員、児童・生徒の中からもコロナ陽性者も出ました。コロナ対策につきましては、本市におきましては特段のご努力をいただいているところでございますけれども、今後、更にもう一步、コロナ感染拡大防止のために、各学校教室、保育所及び学童保育所等

にCO<sub>2</sub>濃度測定器を設置して適正な換気を行い、コロナ感染拡大防止に努めることは大事なことであろうかと、このように思います。学校教室と保育所など、担当する所管も違いますが、本市においては、この件につきましてはほぼ同じ見解かと思しますので、市長か教育長のどちらかが代表してお答えを願います。

**川村議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** 皆さん、おはようございます。教育長の樫本でございます。ただいまの松林議員のご質問にお答えさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の第6波につきましては、議員おっしゃるとおり、感染リスクが非常に高く、他人に感染させやすいところが指摘されているところであり、その対策といたしまして、換気を徹底することは大変有効であると考えております。現在、各学校等の各施設におきましては、限られた個数ではございますけれども、施設内の人が多く集まる場所にCO<sub>2</sub>濃度測定器を設置いたしまして、数値を測定、記録するなどして状況を把握し、その情報を基にして適正な換気に努めているところでございます。施設内の各部屋のCO<sub>2</sub>濃度を把握することにつきましては、比較的人が多く集まる場所に測定器を設置することや、また、定期的に教室等のCO<sub>2</sub>濃度を測定していることから、全ての教室にCO<sub>2</sub>濃度測定器を常時設置しなくても、各部屋のCO<sub>2</sub>濃度はおおむね把握できていると考えています。今後も、現在設置しているCO<sub>2</sub>濃度測定器を有効に活用しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。コロナウイルスは目に見えないものであります。それだけに不安もあり、その対策も難しく困難な部分も多々あるかと思えます。だからこそ、対策として、目に見える形でできる対策はしっかりと実施をしていただきたい。そこに市民は行政に対して信頼し、安心を覚えるのであると、このように思います。視覚的に換気が必要かどうか判断することができるCO<sub>2</sub>濃度測定器の設置を切に要望いたしまして、次の第3点目の質問、学校教育におけるハイリー・センシティブ・チャイルド（HSC）への認知度向上と配慮についてお伺いをさせていただきます。

音や光、匂いに敏感、気を遣い過ぎて疲れやすいなど、人一倍繊細な特性を持つ子どもは、ハイリー・センシティブ・チャイルド（HSC）と呼ばれます。HSCは、米国の心理学者エレイン・アーロン博士が1996年に提唱した概念であります。主に1点目、何事も深く考えて処理をする。2点目が、五感が敏感で過剰に刺激を受けやすい。3点目、共感力が高く、感情の反応が強い。4点目、ささいな刺激を察知するという4つの特性を持っております。関西大学の串崎真志教授は、内気で恥ずかしがり屋な性格が不適応とみなされていた欧米で、そうした性格の創造的でポジティブな面に光を当てようとする運動の中で生まれたと指摘しております。

日本でも3年ほど前から、ハイリー・センシティブ・チャイルドの大人版であるハイリー・センシティブ・パーソンに関する書籍の出版が相次ぎ、注目を集めるようになってきて

おります。背景には、SNSの発達で人間関係に気を遣い過ぎて疲れたり、息苦しさを感ずる人が増えていることが挙げられます。あくまでHSCは、病気や障がいではなく、性格の1つで、繊細さゆえに周囲の影響を受けて疲れやすいという短所は、変化を敏感に察知し、人の気持ちへの共感力が高いといった長所の裏返しでもあると、串崎教授は述べております。HSC、HSPを判別するためのチェックリストはあるが、精神医学的なはっきりとした基準はないと言われております。よく混同されるのが発達障がいであります。感覚過敏や細かい点へのこだわり、集団になじみにくいなどの特徴が共通しており、小学校低学年までは見分けにくいとされております。ただ、HSCは人の気持ちへの共感力が高いという点で大きく異なっております。

HSCへの関わり方について、串崎教授は、マイペースを尊重してあげることが強調されており、厳しいしつけは、自分の性格を嫌いになったり、自信を失わせてしまうため逆効果となると述べております。食べ物の好き嫌いや、服がちくちくして着られないなどの感覚過敏で生活に支障が出る場合は、各家庭で妥協点を見つけていく工夫が必要です。そして、串崎教授は、HSCは優しさや人を前向きにさせる力を持つ宝のような性格、大きくなれば繊細さのよい面が十分発揮される。あまりほかの子と比べないでほしいと語っております。

学校現場では、HSCは周囲から理解されず、本人が悩みを抱えやすくなっているのが現状であります。全国からHSCの相談を受けているNPO法人千葉こども家庭支援センターの杉本景子理事長によると、学校の先生がどなるのが怖いとの相談が多いといいます。自分が叱られていなくても、ぴりぴりした教室の雰囲気から大きな負担を感じてしまうと話しております。思慮深さゆえに、授業で手を挙げられず、先生から積極性が足りない心配されることもあります。本人は頭をフル回転させて授業に参加していても、表面的には活発な子どもが評価され、自信を失うことも多いといいます。本人が理不尽に感じることで蓄積すると、学校に行く気力を保てなくなり、不登校につながることもあるといいます。

各地で教員を対象にHSCの講演も行う杉本理事長は、学校現場へのHSCに関する情報の周知とともに、教員の質の向上や教育環境の改善が重要と説いております。いまだに児童・生徒が萎縮するような指導を行う学校が散見されるとした上で、HSCは危険に真っ先に気づく炭鉱のカナリアのような存在。彼らが安心して過ごせる教育環境をつくることは、全ての子どもたちのためになると力説をしております。このハイリー・センシティブ・チャイルド(HSC)は5人に1人が該当するとされ、不登校の原因になっている可能性もあると言われております。

ここで伺いをいたしますが、本市における、人一倍繊細な子ども(HSC)について、学校教育の現場における認知と周知はどのようになっているのかをお示しください。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 小・中学校におきましては、入学当初、保護者から提出される保健調査票や、保護者との相談等を通じまして、子どもへの理解を深め、きめ細かな対応ができるよう、各校それぞれ、全教職員で共通理解を図っているところでございます。しかし、現在のところ、ハイリー・センシティブ・チャイルド(HSC)について、学校現場では広く認知されるに

は至っておりません。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。先ほどの串崎教授は、H S Cは優しさや人を前向きにさせる力を持つ宝のような性格、大きくなれば繊細さのよい面が十分発揮されると語っております。H S Cには大人がどう関わっていくのか、どう変わっていくのかということが大事であろうかと、このように思います。また、特に学校で一番子どもと関わっていただく現場の先生方にも、更にH S Cについてご理解をいただき、配慮をしていただくことも大事であろうかと、このように思いますが、このことに対する教育長のお考えをお示してください。

**川村議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

学校の方では、先ほども答弁にありましたように、保健調査票、あるいは保護者との面談などによりまして、児童・生徒一人一人の状況を把握することに努めているところでございます。現在のところ、ハイリー・センシティブ・チャイルド（H S C）につきましても、学校現場では広く認知されるには至っておりませんが、小・中学校では、このH S Cも含めまして、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒が通常学級に在籍していることを認識しながら、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりや、あるいは教室の環境整備に取り組んでいるところでございます。また、互いの特徴を認め合い、支え合う、温かい人間関係づくりも取り組んでいます。さらに、個別の配慮が必要な児童・生徒には、家庭やこども・若者サポートセンターなどとも連携しながら実態把握に努め、適切な支援について共通理解を図り、スクールカウンセラー等を活用して、子どもたちの心に寄り添った教育相談にも対応しているところでございます。今後、このH S Cの児童・生徒にとっても過ごしやすい学校教育環境となりますよう、校内研修等を通して、教職員のH S Cに対する理解を深めてまいりたいと、このように考えております。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。続きまして、第4点目の質問、図書館での除籍される図書の再活用についてお伺いをさせていただきます。図書館を運営していく上で、新書などの図書の入れ替えのために除籍される図書も出ると思います。ここで言う図書館の除籍とは、図書館において図書原簿から図書館資料を除去するということとあります。すなわち、図書館の図書の収集を、最新、適切、良好な状態に保つために除去される書籍のこととあります。本市においては、新庄図書館、當麻図書館と2つの図書館がありますが、この2つの図書館を合わせて、毎年除籍される図書は何冊ほどあるのでしょうか。また、除籍される図書のうち児童書は何冊ほどあるのでしょうか、お示しをください。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 除籍冊数でございますが、令和元年度におきましては2,522冊、うち児童書が772冊。令和2年度におきましては2,583冊、うち児童書が589冊。令和3年度におきましては2,591冊、うち児童書が532冊となっております。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。除籍される図書とはいえ、まだまだ知識を高め、価値を生む書籍も多く、もったいないと思いますが、これらの除籍予定の図書の扱いはどのようにされているのかをお示してください。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 除籍後の資料は、図書館の入り口に置いておりますワゴンに並べ、リサイクルブックとして市民に自由に持ち帰ってもらっております。その他、市の施設からも要望がございましたら、除籍資料の配布を行っております。例えば、ふるさと公園ですと虫の本や草花の本、當麻庁舎の総合窓口には絵本等、それから、いきいきセンター等には雑誌等を置かせていただいております。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。除籍される図書でも、更に市民の知識向上のために活用してもらっている、リサイクルしているということで理解をいたしました。

次に、市内には5か所の学童保育所があります。共働き、ひとり親の小学生が、放課後の生活、また、学校休業中は1日の生活を過ごす場所でもあります。子どもたちにとっては、原則年間250日以上にも及ぶ家庭に代わる毎日の生活の場とも言えます。生活の場とも言える学童保育所の書棚に収められている図書の整備状況についてお伺いをさせていただきます。私自身も学童保育所の書棚を拝見させていただきましたが、傷んだ本は、手を加えて補修をしているものや、状態のよい本もありましたが、中には長年読み古されてかなり状態の悪い本も目立ちました。

ここで伺いをさせていただきますが、学童保育所の書棚に収められている図書は、新たな図書などと入替え、更新などされているのでしょうか。現状どのようになっているのかをお示してください。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 学童保育所専用施設の書棚に置いている書籍につきましては、現在、入替え、更新などは行っておりません。児童書の購入に際しましては、書籍を選別することができる司書の方が、専門の知見を持って行うことが望ましいと考えますが、司書の資格を持つ方の雇用も行っておりませんので、学童保育所が単独で図書の購入を行い、書籍の充実を図ることは難しいと思っております。しかしながら、学童保育所を利用している児童たちにとって、放課後を過ごす学童保育所での時間はとても大切で、図書の充実により本を読む機会が増えることも、子どもたちの成長にとっても大切なことだと考えます。また、教育委員会とも連携をさせていただくことで、今、議員からご提案いただきました方法も含め、いろいろな方法が考えられるのではないかと感じております。

放課後児童のための図書の充実につきましては、今後どのようなことが可能であるのかを、教育委員会とも連携を図りながら、放課後児童クラブ、学童保育所の充実に向け、前向きに

検討し、取り組んでまいりたいと思います。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。先ほどの除籍される図書の中で小学生などが読む児童書を中心に市内の学童保育所5か所に提供をしていただき、提供していただいた図書を今度は市内5か所の学童保育所で循環をして活用し、子どもたちに読書の機会を持ってもらうこともよいのではないかとこのように思いますが、このことに対する教育長のお考えをお示してください。

**川村議長** 椿本教育長。

**椿本教育長** ただいまの質問に関しまして、2点の観点からお答えさせていただきたいと思います。除籍された資料の活用という観点と、読書の機会を増やすことの観点でお答えさせていただきます。まず、除籍された図書の再活用についてでございます。図書館で除籍された、児童書を中心とした資料のうち、再利用に耐え得るものの再活用を図り、学童保育所で再利用していただくことは、有効な方法の1つと考えておりますので、検討をしてみたいというふうに思います。また、読書の機会を増やすことにつきましては、現在、図書館におきまして、図書館が所有している図書について、市内の保育所、幼稚園、小・中学校並びにボランティアグループ、福祉施設、市役所各課などにおきまして、葛城市内の様々な団体に対しまして、団体の要望にある図書の貸出しを行っているところでございます。貸出期間は2週間から4か月と図書によって期間が変わりますけれども、できる限り団体側の要望に沿うような形で進めているところでございます。

令和3年度におきましては、21団体、延べ1,089冊の貸出しを行っているところでありまして、学童保育所におきましても、図書の充実に向けて、図書館に行かなくても読書を楽しんでいただけるよう、担当部署と協議を行いまして、この制度を活用いただけるよう検討をまいりたいと考えております。

以上です。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ご丁寧なご答弁ありがとうございます。共働き、ひとり親の小学生が、放課後の生活、また、土曜日、春、夏、冬休み等の学校休業中は1日の生活を過ごす場所でもあります。子どもたちにとっては、家庭に代わる毎日の生活の場とも言えます。この生活の場とも言える学童保育所の図書の充実を図っていただきまして、子どもたちに少しでもよりよい読書の機会を提供していただきますことを切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

**川村議長** 松林謙司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後は午後1時より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時33分

再 開 午後 1時00分

**吉村副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所要のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

**増田議員** 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

お食事をとってお疲れのこととは存じますが、居眠りも結構でございますけれども、ためになる話のところはしっかり聞いていただいて、よろしくご清聴のほどお願いを申し上げます。

質問は2点ございます。1点目、ゼロカーボンシティに向かっての今後の取り組みについてお尋ねいたします。

2点目は、高齢者や障がい者世帯が住みやすい街づくりについてをお尋ねいたします。

なお、これより先は質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** それでは質問に入らせていただきます。

昨年12月定例会の会期中に、12月16日でございますけれども、市長の方から、ゼロカーボンシティ宣言をされました。私もゼロカーボンに対する取り組みについては強い関心を持っておるところでございます。その一番の理由として、地球の温暖化によりまして頻繁に発生をしております自然災害、これが炭酸ガスの排出に由来するものであるということからでございます。皆さんもご承知のとおり、炭酸ガスの排出のもととなる要因のほとんどが、石油、石炭、天然ガス、このような資源を活用して進化してきた現代社会が、今後どのように脱炭素に向けて対応していくか、人ごとではないという認識を持っておるところでございます。

先日の新聞記事、毎日新聞の2月15日の記事でございます。気候変動対策に潜むリスク、こういった内容の記事でございます。中身を見ますと、アメリカのオレゴン州立大学の研究チームの指摘として、地球の温暖化によって西南極最大の氷河が数年後に崩壊をするおそれがある、こういった内容でございます。この氷河が崩れるとどうなるのかということでございますけれども、この記事によりますと、海面が65センチ上昇するであろうという、そういった警告でございます。

また、農業生産におきましても、例えばお米を例にとりますと、約50年前、60年前ですと、北海道では、お米は冷害によって、寒さによって作れなかった。リスクが非常に高かった、そういった作物、また、作っても食味があまり、北海道の米ということで、評価が低かったと。こういった米の生産に適さない環境であったということが、ここ10年ぐらい前から、日本のお米の一番おいしい産地は北海道と。新潟県等々から北海道に米の産地が北上していると。こういったことも温暖化によるものであろうかというふうに思います。逆に、奈良県も含めました西南暖地といった地域におきましては、登熟期、お米が膨らむ時期の温度が高いがために、心白、要するにお米の芯が白くなって食味が低下し、こういったことで夏の暑さ、温度がこういった身近な作物にも影響しておると、こういった気候変動でございます。米以外にも菊、ネギ、本市の農業のこういった栽培にも、高温障害、害虫の異常発生、非常に近年多発をしておると、こういった状況でございます。

市長におかれましても、議員時代、私も同じように議員として拝聴しておったわけでございますけれども、幾度となく、脱炭素に関連した一般質問もされており、ゼロカーボンへの関心、また重要性は強くお持ちであるというふうに思います。このたびのこの宣言を行うことになった経緯についてお尋ねをいたします。市長の方には、後ほどまたまとめてお尋ねをさせていただきたいと思っております。まず、経緯についてお尋ねをいたします。

**吉村副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

地球規模の課題である気候変動問題の解決、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標の実現に向け世界が取り組みを進めており、120以上の国と地域が2050年カーボンニュートラルという目標を掲げているところでございまして、環境問題についての意識の高まり、地球環境の問題は、遠い将来や外国の出来事ではなく、身近に差し迫っている問題であり、早急に取り組んでいく必要があります。日本国内でも、大雨の長期化、河川の氾濫、土砂崩れ、猛暑日の増加など、地球温暖化による影響が激甚化する中、これに対応すべく、2050年までにCO<sub>2</sub>、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指して、ゼロカーボンシティ宣言を本市におきましても、昨年12月の市議会において行わせていただいたところでございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** 先日12月16日に宣言書が策定されましたけれども、その中には、本市では2007年3月に葛城市地球温暖化対策実行計画を策定と、こういうふうに書いております。私、この実行計画、2007年当時はまだ議員でもございませんでした。この内容についていろいろ調べたんですけども、なかなか、部長にこれちょうだいと言ったら出たのかもわからんけど、一市民として、どういうふうな内容かなど、ホームページ等々でいろいろ検索をしたんですけど、出てこないんです。出てこないんですけども、これを基にやるんだと言われてますので、まず、その内容についてお尋ねをいたします。

**吉村副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 葛城市地球温暖化対策実行計画について説明させていただきます。この計画は、2007年3月に策定、以後、2013年、2018年と5年ごとに検証を行い、計画を策定してまいりました。この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村が、国の地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置について示す計画でございます。本市実行計画によるこれまでの取り組みといたしましては、2016年、かつらぎエコチャレンジ、6Rで燃えるごみ10%削減、おひさま堆肥事業、新エネルギーシステム設置補助事業、家庭用生ごみ処理機購入補助事業、再生資源集団回収助成事業、そして、リサイクルプラザにおける剪定枝破砕、発泡スチロール減容、自転車再生事業等がございまして。同時に、役所内におきましては、平成28年度に太陽光パネルを設置し、昨年、令和2年度には、庁舎照明のLED化と、環境省の防災・減災と二酸化炭素排出抑制対策事業の補助を活用したガスコージェネレーションシステムの設置、そして、本年度は、紙媒体から電子媒体への移行



等に取り組んでいるところでございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。そういったゼロカーボンシティ宣言のベースとなる計画を2007年から立てられておったということを知りました。ただ、こういう大事な計画につきましては、どういう内容かというものも含めて、私はもっと広く、議会も、また市民の方にも理解していただくような紹介の仕方、情報の提供、今後ご検討のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、ゼロカーボンシティ宣言の目指す目標ということで、文字どおり、カーボンゼロにする。カーボンゼロと、なかなか、どうやるんだということなんですけれども、ゼロカーボンシティ、二酸化炭素排出実質ゼロ、この言葉の内容についてお尋ねをいたします。

**吉村副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** カーボンニュートラル、二酸化炭素排出量実質ゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を極限まで減らし、その上で、植樹や緑の保全によって二酸化炭素の吸収量を確保して、二酸化炭素の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。排出量と吸収量を相殺し、その合計を実質的にゼロ、ニュートラルにするというものでございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。要するに算数ですね。排出から吸収を引いた数字をゼロにすると、こういったことの意味だということでございます。先日、この質問に関していろいろと資料等を調べておりますと、現在、出ている炭酸ガス、発生している炭酸ガスの約半分は、地球上で吸収されるといった状況らしいです。残りの半分は、空中にといますか、上空に滞留して、それが壁となっているような異常気象を起こすと、こういったシステムといますか、状況であると、こういうふうなことで、それを全部吸収させる、排出も減らし、吸収で賄うと、こういったことかというふうに理解をしました。この目標に向かって誰が何をするのか。このことに関しては、先ほどもありました、人ごとではない。それぞれ立場でですね、国、県、市、市民、それぞれの立場でどう取り組むかということが必要なというふうに思います。誰がどのように担っていくのかという今後のスケジュール、また、協働でやっていただく、市民は市民で責任を持って、できることからというふうなことかなと思いますが、このようなことについてお尋ねをいたします。

**吉村副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 改正地球温暖化対策推進法によりますと、まず、国は、大気中の温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、実施いたします。そして、地方公共団体の施策を支援し、事業者、国民が温室効果ガスの排出量削減に関して行う活動の促進を図るための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的助言、その他の措置を講ずるよう努めます。また、国際的な連携の確保、国際協力の推進に努めるとともに、地方公共団体または民間団体等の活動の促進のため、情報提供、

その他の必要な措置を講ずるように努めます。

次に、県や市は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減等のための施策を推進します。そして、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者または住民が温室効果ガスの排出量削減等に関して行う活動の促進を図るための情報提供、その他の措置を講ずるように努めます。そして、国民は、日常生活に関し、温室効果ガス排出削減のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出削減の施策に協力するものと考えております。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** ご説明ありがとうございます。ただ、市民の皆さんがどのようにという具体的な内容が含まれてないので、何からしたらええのと。車を電化したらええのかと。当然そういうふうな身近な、素朴な疑問かなというふうに思います。今後は、具体的に、これをやりましょう、あれもやりましょうというようなメニューも出していただけたらな、いただくのであろうというふうに推測をいたします。今後のことですので。

全国でゼロカーボンシティ宣言された自治体、2月末で40都道府県、要するに全てではないよと。40都道府県であるということでございます。また、598市町村がこの宣言をされておるということで、非常に全国規模でこの運動が進んでおるという状況であるかと思えます。それぞれの自治体の取り組みの計画の中では、単なる省エネ推進にとどまっている場合が多いというふうなことが環境省の方に届いておったと。新聞によりますとね。それを受けて環境省は、具体的に脱炭素を実現するため、2021年、昨年から対策を強化されたと、こういうふうなことでございます。私も環境省のホームページを見ました。170ページに及ぶいろいろな施策について推進事業、支援事業が組まれておるということでございますけれども、今後、このような非常に膨大な予算を組まれている支援について、本市、どのようにこの事業を反映されようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

**吉村副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 昨年、令和2年度に、災害時に市民皆様の緊急避難場所となりますゆうあいステーションに、環境省の防災・減災と二酸化炭素排出抑制を同時実現する補助事業を活用し、ガスコージェネレーションシステムを導入させていただいておりますように、今後も葛城市の条件に合った国の各種支援策を有効活用させていただく考えでございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** よろしく願いをしておきます。私は、ゼロカーボンシティ宣言をされた理由の中に、今後の市の財政の、国からの支援を受けるための1つの要件として、この宣言によっていろいろな支援が受けられると。こういうことが今後の財政に大きく寄与するのかなと思われての宣言かなというふうにも推測をいたしております。

1つ、この支援事業の、促進事業の例を挙げます。非常に面白い事例でございます。省エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア。これ、間接補助事業2分の1になってます。どういうことかということ、市の公用車を電動で導入して、使わないときは市民の方にカ

一シェアしようと。そういうふうな事業も非常に面白い事例でございますけれども、いろんなものが仕組み立てられているので、しっかりと内容について精査していただけたらと思います。

環境省のホームページに、ゼロカーボンシティ宣言自治体の排出量カルテ、この宣言をすることで、環境省は各自治体の通知簿を、こちらが選ぶ、選ばないに関わらず、作成をされております。これは、環境省のホームページの自治体別一覧というところから出させていただきました。これを見ますと、産業、家庭、運輸、こういった分野別の排出の積算がなされております。先ほど説明にありましたように、ゼロカーボンとは、プラス要因とマイナス排出量、マイナス要因の差引きでゼロにするということでございますけれども、まず、排出量を減らさんなんから、何をどう減らしていくか。こういったことにつながるのかなと思います。排出の要因についてどのように減らしていくお考えか、お尋ねをいたします。

**吉村副議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** このことにつきましては、議員からただいまご質問の中でいただいております内容等も、令和4年度に取り組みさせていただこうとしております本市の地球温暖化対策実行計画策定の検討に含めまして、今後進めさせていただきたいと考えております。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** 新年度予算の中にも、これをどう進めるかという予算も組んでいただいておりますので、その辺のところ、今日の質問の内容も含めまして、計画策定、よろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次には、排出の逆、吸収の面からでございますけれども、吸収の要因となりますと、先ほど申し上げましたように、山林の木、樹木の吸収量といったことがマイナス算定の中では反映されているのかなと。山林面積に対する吸収量でマイナス計算をされる。となりますと、山林、どのように今後お考えか。また、吸収の中には、以前から取り組んでいただいております、その名のとおり、吸収源対策公園緑地事業、こういった、奈良県では唯一、葛城市で取り組んでおる国の事業でございますけれども、そういったことも以前から非常に積極的に取り組んでいただいておりますところでございますけれども、この吸収の方についてお尋ねをいたします。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和元年度より譲与が開始された森林環境譲与税を活用し、森林地番図を作成し、所有者等を確定後に意向調査を行い、災害防止や国土保全機能強化等の観点から、順次森林整備を行う予定です。適時適切に間伐等の森林整備を行うことにより、吸収源対策につながるものと考えております。

以上でございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** 私、以前から、森林環境譲与税を活用して森林整備していただきたいという願いは再三しております。過去からの台風による被害の状況そのままの山林も多く見受けられます。このような時代といえますか、ゼロカーボンシティ宣言に向けても、より一層の森林保全に対

するお取り組みをしっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

ということで、大体私の聞きたいことはお尋ねをしたわけでございますけれども、最後に市長の方から、ゼロカーボンシティに対する取り組みの意気込みをお尋ねいたします。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご質問どうもありがとうございます。実は、議員という立場のときのライフワーク的な内容でございます、その取組というのが、立場が変わりましても、今現在も続けておるところでございます。議員がご指摘のように、ゼロカーボンシティ宣言の大きな目的、それとそこにたどり着くまでの財政出資の問題と、両方考えた上での宣言をさせていただいたということでございます。決して宣言をしないからといって、ゼロカーボン、二酸化炭素排出量を抑制しようということはやらないというわけではないのですが、より一層補助事業を獲得しやすい、そういう思いでのゼロカーボンシティ宣言でございました。思ったときにはまだ100ほどだったんですけど、急激にこの1年ほどで数百増えましたので、どこの自治体もいろいろと工夫されてる中なんですけども、まだまだゼロカーボンを目指すには程遠い内容であると考えております。

今現在考えておりますのは、今の気象条件であれば、非常に危険である、近い将来、人類が地球上で生活することが非常に厳しい状況に追い込まれる可能性が高いという認識を持っておりますので、そちらに少しでも向かわないようにできないのか、次の世代に安全な地球環境を残せないのかという思いが何よりでございますので、まず2050年、ゼロカーボンシティを目指しますので、逆算をするような考え方に変えるようにという指示をしております。2050年に本当に葛城市でゼロカーボンを達成するためには、逆に28年前には何をスタートしないといけないのかという組み上げ方をするようにという考え方で、今年度の予算計上の中でその計画を、もしくはその計画を立てるための一歩を踏み出したいという思いでございます。なかなか厳しい内容になると思います。果たして、葛城市でゼロカーボンシティが現実に行えるのかどうかということも含めて検討しなくてはいけないと思います。ただ、立地条件的には、私は、非常に可能性はあるのかなと。山林部が3分の1ある、平たん部が3分の2であるということを考えますと、まだ、ほかの都会の市に比べましたら、現実味はあるのかなという思いであります。今現在の気象条件は非常に荒れ狂って、更にこれから厳しい状況になっていくと思いますので、少しでもそうならないように全力で取り組んでいきたいという思いでございます。

以上でございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** 市長の思い、ありがとうございます。聞かせていただきました。どの方も、全ての市民がそういった環境を望まれているというふうに思います。ゼロカーボンシティ宣言をはじめとした脱炭素への取り組みは、世界の課題であるというふうなことも、日々、新聞紙上でも叫ばれておるといったところでございます。その割に、住民への浸透、これは、車を替えるとか、太陽光パネルとかいった程度で終わっておるのかなと、省エネ等の考え方で終わってお

るのかなというふうなことも思われます。県下では生駒市、天理市、三郷町、田原本町、本市、この5市町にとどまっているということで、まだまだ遅れておるわけでございますけれども、私は、本市の脱炭素への取り組みを、先ほどの市長のお言葉にもありますように、積極的に取り組んでいただくことで本市の魅力向上につながるのではないかなと。ゼロカーボンシティ達成しました葛城市といったようなアピールが本市の魅力につながってくるのかなと、こういうふうなことも思います。そういうようなことで、この取り組みについては、今回のいろんな計画を立てられるわけでございますけれども、しっかりとした、地に足のついた計画を立てていただくようお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、高齢者、障がい者世帯が住みやすい街づくりにつきましてお尋ねをいたします。高齢者、障がい者の多くは、幾ら介護支援が充実しても、できる限り住み慣れたところで暮らしたい、人の世話になりたくない、こういった思いを強くお持ちでございます。このような願いをどのように支えていくのか。市も住民も、周りもどういった手助けができるのか。こういったことについて質問をさせていただきます。

まず初めに、本市の高齢者及び障がい者だけのといたしますか、そういった世帯の近年の推移につきましてお尋ねをいたします。

**吉村副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

葛城市の高齢者の実態把握を行っている方法と、その世帯の数、それと、障がい者につきましては、実際に支援を受けられている方の数について答弁させていただきたいと思っております。高齢者の実態把握につきましては、葛城市高齢者見守り活動支援事業として、市内の高齢者の世帯の状況を民生委員による活動を通じて把握し、市及び民生委員がその情報を共有することにより、民生委員による地域の見守り活動を促進し、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進に寄与することを目的とする事業を行っております。内容は、70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、民生委員が1年に1回、自宅を訪問して、生活実態、緊急連絡先、お困り事などを聞き取っていただき、ひとり暮らし高齢者台帳を作成し、市と情報を共有しているものでございます。毎年9月に民生委員に調査のお願いをし、翌年2月頃に調査の結果を基にひとり暮らし高齢者台帳を作成しております。令和3年度調査時点において、まず、住民基本台帳上の独居世帯は1,771世帯でございますが、同じ世帯、住所地番でありながら世帯分離をされている方がおられますので、その方を除いた実質的なひとり暮らしは1,032人となっております。また、推移についてでございますが、令和2年度は1,026人、令和元年度は991人ございました。毎年増加傾向にございます。また、実際に支援を受けておられる障がい者の状況につきましては、障害福祉サービスを利用されている人数ということで、令和4年1月末で293人おられます。こちらは、令和3年1月末では275名、そして令和2年1月末では258名となっており、年々増加傾向にございます。

以上でございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。いずれも増加傾向にあるということでございます。先ほどのご答

弁の中で気になった点、もう一つございます。民生委員という言葉が5回出てきたんです。これは今日の新聞記事でございます。隣の家のお父さんは民生委員と、これ皆さん方もしよっちゅうお目にかかっておられると思います。どう書いているかという、地域には民生委員がいます。全国23万人、ボランティアとして活動しています。困りごと、心配ごと、誰に頼めばいいか分からないとき、気軽にご相談ください。非常に民生委員の負担が大きい。個人情報の問題も含めまして、抱え込んで、どうしたらいいんだと。非常に市の方にも、この苦悩を情報共有されているかとは思いますが、こういった民生委員の負担が年々増えてきておると。人数が増加しておるとするのは民生委員の負担もどんどん大きくなってきておるということを、私、今回の質問をするに当たっての懸念材料の1つとして、理由として挙げさせていただきます。

このような高齢者、障がい者世帯に対する本市の取り組みでございますけれども、先ほどご紹介ございました、高齢者見守り活動支援事業等々、非常に数多くの支援体制を整えていただいているというふうに伺っております。その内容についてお尋ねをいたします。

**吉村副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に各種事業を行っております。主な支援状況としまして、葛城市緊急通報システム事業における設置人数は、令和4年1月末時点で203人、葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業における食事の調達・調理が困難な在宅の高齢者に対する配食サービスは、令和4年1月末時点で101人、葛城市ひとり暮らし老人福祉電話回線貸与事業として電話回線の貸与を行っている利用者は、令和4年1月末時点で5人、葛城市軽度生活援助事業としまして、軽度な日常生活上の援助を受けておられる方は、令和2年度の利用者延べ113人、ひとり暮らし高齢者配食サービス事業としまして、ボランティア団体が調理した弁当を民生委員が昼食時に独居高齢者宅に届けるサービスの令和4年2月の利用者は101人、生活応援サポーター事業としまして、ボランティアによる話し相手、安否確認、ごみ出しを行う生活支援を行っており、ボランティアの登録28名で延べ年間355回の支援を行っていただいております。

以上が主な独居及び高齢者世帯への事業でございます。さらに、介護保険を利用されている方につきましては、介護保険サービスの支援が行われております。

続きまして、障がい者世帯に対する本市の主な支援状況でございます。まず、障がい者の方が、日常生活または社会生活を営む上での支援として、自立支援給付の主なものに、介護の支援を提供する介護給付と訓練等の支援を提供する訓練等給付があり、先ほどの質問でお答えさせていただいたように、利用者は年々増加傾向にあります。また、地域で生活されている障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた支援として地域生活支援事業を実施し、様々な支援を行っております。主な事業としまして、移動支援と日中一時支援を紹介させていただきます。移動支援は、1人では移動が困難な障がい者の方に対して、余暇活動や生活上必要な外出の際に移動の介護を提供しており、令和2年度は月平均43人の方が利用されました。日中一時支援は、障がい者の日中における活動の場を確保し、介護をしている家族が一時的な休息をしていただくため、施設を日帰りで利用された方は、令和2年度は月平均

17名の方が利用されました。さらに、障がい者の方々のあらゆる困り事に対して、包括的な相談支援を6か所の相談支援事業所に委託して実施しております。相談支援を通じて必要とする障害福祉サービスの利用に結びついたり、健康や将来への不安などを解消したりと、地域において困っている障がい者の方々への生活支援の役割を担っており、令和2年度の利用者数は361人となっております。

以上でございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。非常にいろんな形で支援をいただいているということでございますけれども、市の負担といたしますか、やっていただいていることに対しては感謝を申し上げるわけでございますけれども、冒頭にもご紹介させていただきましたように、地域の方も、隣でお困りの方がいるながら、なかなかそのようなお助けができないと。民生委員も非常に抱えてしんどいと、こういったような実情であるのかなというふうに思うわけでございます。

ここで、ある自治体での高齢者世帯に対するニーズ調査のご紹介をさせていただきます。そのような世帯の方が助かると思われる地域の手助けについて調査されております。1番、安否確認の声かけ。これは近所ではできない。それから、ちょっとした力仕事。これ、市でなかなかできないです。たんすよけるの手伝ってと、それ、なかなか市役所の担当、係の方がにわかになん行けまへんがなというような話です。それから通院の送迎とか外出の手助け、これは先ほど障がい者のところでご紹介ありましたが、それから、話し相手、相談相手、近所の方、特に両隣ぐらいの方々が、「どうや、元気か」みたいな、そういった、こういう日常生活上のちょっとした手助けが支援を求められておると、こういったような調査でございますけど、このようなニーズにどのように応えていくのかということでございます。

市の方は、市としての立場でいろいろときめ細かい対策を講じていただく、ご紹介ありましたけれども、ボランティアの方の様々な支援活動もあるというふうにも伺っております。先ほどの調査を見ますと、隣近所の助け合い、つまり、共助であったり、互助であったり、こういう支え合いによる支援が求められておるのかなと、そういうふうな感がいたします。隣となりますと自治会レベルになるわけでございますけれども、市内、本市の自治体の中でこのような支援体制を整えられておる自治体の事例ございましたら、ご紹介をいただきたいと思えます。

**吉村副議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、本市が行っております自治会への支援策は様々ございますが、自治会活動への支援策といたしましては、葛城市まちづくり事業一括交付金がございます。この交付金は、住民が行う自主的なコミュニティ活動を促進し、地域の自主防災能力を高め、地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりを支援するとともに、市民への情報伝達を円滑に行うため、各大字に対し交付金を交付するものでございます。具体的に対象となるものは、大字が実施する地

域振興活動事業に要する経費、安心・安全なまちづくり事業、環境美化促進事業、広報誌等配布事業の、大きくは4つの事業に対して交付金要綱に定められた基準で算出した額の合計額を大字に一括して交付するものでございます。その中で、特に自治会活動における市民の共助による取組に対し支援を行っているものと言えるのは、安心・安全なまちづくり事業が対象になると考えております。この事業で対象となる経費は、地域住民自らが行う自主的な防犯活動、自主防災活動を実施する場合に要する経費が対象となり、地域の安全・安心、防災、高齢者、子どもの見守りなどがそれに当たり、この交付金が、近年言われている自助、共助の考えに基づき地域活動を支えているものであると考えております。この交付金に係る書類として各大字から市へ毎年提出していただく葛城市まちづくり事業の実績報告書で、隣近所のお困り事が解決できるような助け合いの活動を各大字で行われているものがあるのか確認したところ、高齢者や子ども会活動への団体助成金は見られたものの、隣近所での助け合い的な活動の実態は把握できませんでした。

以上でございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** 一括交付金が、そういう目的も含めて払ってるということで、その範囲で活動してくださいという趣旨のご説明かなと思いますけれども、先ほどのご報告にもございましたように、こういった隣近所の助け合いの報告はないと。ただ、先日あかねホールで実施されました優良事例の中には、自治会でこういった、これに近い活動をされておるというふうなことも、私、所用のために出席できませんでしたけども、出席された方からは、そのようなお話を聞いております。こういった活動を今後増やしていただけるような、そういう取り組みをお願いしたいということでございますけれども、現行、地域の高齢者世帯に対する相談業務、これは先ほどお話ししましたように、民生委員が担っていただいておりますというのが1つの地域での支援体制かなというふうに思います。しかしながら、先ほど申し上げましたように、この負担、非常に多くて、民生委員代わっていただきたい、長年したからどなたかおられませんかという中には、この負担の大きさがうかがえるような、そういうふうなことも経験を私ささせていただきました。

先ほどのような地域での活動支援、これは民生委員の1つの協力体制として、地域内、自治会内で構築していくような仕組みが必要になってくるのかなと。民生委員は1人ですので、このことを誰かにというふうなわけにいかん。要支援者、要援護者の名簿も、区長とそれから民生委員と、この二方にしか情報共有されてないんです。自治会の役員等も、その内容については、情報が分からない。まさかのときの手助けにならない。民生委員がまさかのときに全ての災害要援護者の手助けは1人でできないでしょう。しかしながら、情報はそういうふうな形で管理されているということは、私、いかがなものかと思えます。

それから、もう一つ、先日の厚生文教常任委員会において、クリーンセンターにおける大型ごみ収集の際の、市の玄関口まで収集するという対応のお話がありました。玄関口まで収集はするけども、家の中まで入って収集はできない。ご無理を言われて、特段、ここにあるんですと言われて入るといってもありかもわからない。決まり事としては、玄関先に出し



てください。先ほど申し上げましたように、ちょっとした力仕事、これなんです。大型ごみ、断捨離等々が、今コロナ禍の中で非常に盛んに取り組まれておるといふうなことも、新聞等、番組等でも出ておりますけども、それをするにも、片づけたものを出す、大型ごみを片づける、こういった作業も、私は、こういった地域の方、自治会の方で手助けしてあげるよな、そういった体制も組めたらなあ、こういったことも検討するべきかなと。

それから、1つの事例としてですけども、ある自治体が、こういった困り事あるよねと。それから、高齢者の方もいろいろと相談相手欲しがってるよねということで、そういうふうな何でも相談を自治会で受けようかと。そういった素案が今作成をされておるといふうに聞いております。現在もう既に取り組んでおられるのが、公民館を月2回開放するんだと。何で開放するんだと。原則論、1日2,000円、1,000円の利用料をいただきますよということから、いやいや、2日間はただにしましょうと。2日間ただにして、その間何をするんだと。開放して、目的は何だと。地域の方のたまり場です。いろんなことを語らう場所づくりをしていこうじゃないかと。こういった自治会の1つの取り組みも検討されておるといった事例でございますけれども、先ほどの一括交付金以外に、こういった地域での見守り活動、また、高齢者、障がい者世帯への支援活動の支援もご検討いただけないかなと。これは一気に、こういう支援の団体にとということもいかないと思いますけれども、モデル事業としてからでも始めていただく。そういったことで葛城市、前回にもお話ししました。思いやりのある街やと言われるような、こういった取り組みを積極的に取り組んでいただくことをお願いして、市長、2分でご答弁いただけますか。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** いろんな検討をしていただいて本当にありがとうございます。人と人とのつながりや、人と人との絆というのが、やはりその地域の住みやすさであったり、温かさであったり、そういうようなものにつながっていくものやと思っております。まさに葛城市がそういうまちであり続ける、さらに発展していく大きな課題やと感じております。議員ご指摘いただきましたことを参考に、今後の支援活動を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

**吉村副議長** 増田議員。

**増田議員** ありがとうございます。市長の前向きなご答弁をいただいて、久々に私の一般質問で思ったようなご答弁をいただいたと思っております。今後とも、こういった取り組み、しっかりと取り組んでいただきまして、葛城市、住んでよかったまちになりますようにご努力よろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**吉村副議長** 増田順弘議員の発言を終結いたします。

次に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

**奥本議員** 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、「勝手登山道」登山者への対応と対策を取り上げてまいります。これは近

年、コロナ禍においても比較的感染の危険性が低く、健康維持も図れるという理由から、山歩きをする方が増えており、それに伴って登山者の山岳遭難事案も増加しております。中でも近年特に問題となっているのが、正規の登山ルートではない、非正規登山ルート、いわゆる勝手登山道での山岳遭難事案であり、消防や警察の救助活動に支障を来す事態となっております。今回はこの非正規登山ルートである勝手登山道について、葛城市内で気楽に登れる山として人気の二上山の事例をひもときながら、勝手登山道ができる仕組み、その法的な位置づけ、行政対応の限界について探るとともに、今後の勝手登山道利用者への対応と対策の提案につなげていきたいと思っております。

では、これよりは質問席に移って続けますので、よろしくお願いたします。

事務局の方は資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** それでは始めさせていただきます。

今年、年が明けて1月4日のことなんですけども、朝、私の自宅の裏手、ちょうどゆうあいステーションに向かう道のところを、緊急車両とかパトカーがけたたましくサイレンを鳴らしながら上っていたんです。何が起こってるのかと思って、奈良県の広域消防に確認しました。すると山手の方の大字で救助活動中という珍しいアナウンスがありましたので、見に行っただけなんです。ところが、救助活動をしてるといふ該当の大字内、集落内を回ったんですけども、それらしき活動をされてるところがどこもなかった。となったら、もしかしたら、これはもっともっと山の方ではないかと思って、二上山の登山口の方向に向かっていきました。そうしたら、ちょうど當麻山口神社があるんですけども、そこに、複数の救急車両がとまってまして、現地の対策本部が設置されておりました。ちょうどその対策本部が、葛城消防が指揮を取ってらっしゃったので、状況を伺ったんです。そうしたら、二上山登山中の高齢者のパーティーから救助要請が入った、入電があったと。それで出動してきたんですけども、その遭難場所というところが、実は正規の登山ルートではない非正規登山ルート、いわゆる勝手登山道であったがために、現在その場所の確定に搜索してるということだったんです。しばらく私も横で見守ってたんですけども、そうこうしているうちに、救助を要請された3人のパーティーが下りてこられたんです。自力下山されたので、その場で搜索中止になって、最終的には救急搬送に至ったわけなんですけども、その3名の方は、市内在住の高齢者の方でした。普段から二上山によく登っておられるということで、今回問題となった非正規のルートも初めてではないということをおっしゃってました。ただ、その日はたまたま、80代の方ですけども、うちお一人が登山中に脳虚血で意識を消失したということで、同行の方が119番通報された。その後意識が回復したので自力下山されたという状況でした。

実は、二上山では、その1か月ほど前、12月の頭なんですけども、同じ勝手登山道において滑落遭難という事例があったんです。ちょうど12月議会中なんです。防災ヘリが出て救助されるという事案が発生しております。また、時を同じくして、ちょうどその頃、複数の新聞紙上で非正規登山ルートの危険性を指摘する記事が幾つかありまして、関西では金剛山、

神戸の六甲山系で同様な問題が発生しているということが分かりました。

以上のような経緯があったので、私は今回、非正規登山ルート、いわゆる勝手登山道について調べてみることにいたしました。なお、今回の一般質問の内容のご理解を深めるために、お手元に資料を配付しております。ただ、今回のテーマが勝手登山道という性質上、画像をパネルにしたりとか、一般に配信することは適切ではないと判断しましたので、こういう形でお手元に配らせてもらっております。最終的に資料を回収という形にさせていただきたいので、ご了承のほどだけお願いいたします。

では、最初に、現在の登山者の動向についてどうなっているのか。山岳遭難のデータをひもときながら分析してまいりたいと思います。資料の1番目をご覧ください。これは警察庁生活安全局生活安全企画課というところが発表している、全国の山岳遭難の発生件数データです。実は、これには書いてませんが、平成10年ぐらいまでは年間900人程度遭難者がいたんです。大体それで推移してました。ところが、その後登山ブームが起こってまして、徐々に増加し、ここに書いてある、平成23年から約2,200人、平成26年には2,800人、平成29年、平成30年が3,100人を上回るように増えております。この背景なんですけども、百名山ブーム、あと、山ガールブーム、アウトドア志向の高まりという、山登り愛好家の増加があると分析されております。ところが、令和元年のところを見ていただければ分かるように、ちょうどコロナが発生しまして、コロナ禍を境に減りました。ただ、最新のデータである令和2年のデータでは2,700人ぐらいというふうに減少に転じてるんですけども、実は、令和3年度の上半期のデータがありまして、中間報告を見ると、逆に半年分で伸びております。これは、やはりコロナ禍において、密にならず、健康にも寄与するアウトドア人気の高まりとともに、近郊の手軽に登れる登山が注目されているということで、警察庁では、今後も登山者の増加とともに山岳遭難事案は増加すると予想されております。

次に、そうしたら、奈良県のデータ、状況はどうなっているかということですけども、これは資料2をご覧ください。これも最新データの、令和2年の奈良県のところだけ抜き出してるんですけども、奈良県内の山岳遭難者数の内訳です。これによりますと、奈良県の年間遭難件数は56件、遭難者数69人となっております。内訳として、死者3名、行方不明者2名、負傷者28名、無事救出者36名となっております。ほとんどが吉野の方の山深いところのデータらしいんですけども、これを更に落とし込んで、葛城市の状況というのはどうかというのがこの資料の次のページになるんですけど、資料の5、飛びます。ご覧ください。これは、令和元年以降の葛城市管内で発生した山岳遭難事案について、葛城消防署よりご提出いただいたものでございます。これによりますと、令和元年以降の市内山岳救助事案、全15件ございました。うち5件、パーセンテージにすると33.3%が、非正規の登山ルート上での救助活動となっております。また、中でも防災ヘリ救助の比率というのが46.6%となっております、これは非常に高いんです。ヘリによる山岳救助といたら、我々イメージするのは、非常に高い山であるとか、冬山での救助作業というのを連想するんですけども、実は、こういう身近な山でも結構防災ヘリが活用されて、救助活動が頻繁に行われてるということがここから分かります。

そうしたら、この次に、具体的な山岳遭難の内容というのは何か。戻りまして、資料の3、最初のやつをお願いします。これも同じく警察庁のデータなんですけども、これも最新の令和2年のデータで見ると、遭難の多い順、道迷い44%、滑落15.7%、転倒13.8%、病気7.0%、疲労6.3%、その他まとめて13.2%になっておりまして、これについては、若干の数字の違いはあるんですけど、過去のデータとほぼ同じという傾向があると見受けられます。この中でも一番の筆頭と挙げられてる道迷いなんですけども、これは分析として、冒頭に申し上げた、近年増加している勝手登山道の増加が一因ではないかというふうに分析されております。

では、次に、遭難者の年齢別、どうなっているかというデータが、この次の資料4でございます。これも同じく警察庁のデータで、令和2年の最新の部分だけ見てみると、全国の山岳遭難者数に占める20歳未満の比率は0.7%、20歳から29歳が2.9%、30歳から39歳が5.0%、40歳から49歳が5.8%、50歳から59歳が12.6%、そして60歳から69歳が24.8%、70歳から79歳が34.5%、80歳から89歳が13.3%、90歳以上は0.4%。特にこれを見ると、60歳以上の方の遭難件数が全遭難件数の73%を占めている。これについての分析は、退職後、山登りを始められる方が多い一方で、母数が多いんです。その一方で、気持ちは若いけども、体がついていってないという加齢に伴う問題が顕在化したのではないかと分析されております。また、先ほどの資料5に、本市のところへ移りますと、全部の年齢は不明なところもあるんですけども、分かっている限り、やはり高齢者の救助事案が多いということが、全国のデータと同様に葛城市でも起こっているということが見受けられます。ここまでが山岳遭難事案から見た現状の山登り愛好家の姿というか、分析がここまでです。

では、続きまして、山岳遭難の事例を押し上げる一因と考えられております、今申し上げた非正規登山ルート、勝手登山道について分析してまいりたいと思います。まず、非正規ルートという言葉に対する正規ルート、これはどういうものかというのを定義しておかないと話が進まないで、正規ルートとは何か。これはずばり、登山地図やガイドブックに掲載されている正式な登山ルートのこと、登山者が安全に通行できるよう一定の整備がされている登山道を指しております。葛城市は、金剛生駒紀泉国定公園に含まれている二上山、葛城山を擁して、ダイヤモンドトレールという縦走ルートが南北を貫いております。そこにつながっている登山ルート、北は香芝市、西は大阪府太子町、河南町、南は御所市というふうにつながっておりますけども、葛城消防署が管轄している正規の登山ルートというのは、実は、市内で11ルートあります。北から順に、加守雄岳ルート、雄岳馬の背ルート、3番目、馬の背小滝岩屋ルート、4番目、岩屋竹内ルート、5番目、ダイヤモンドトレールルート、6番目、祐泉寺馬の背ルート、7番目、祐泉寺岩屋ルート、8番目、平石峠ルート、9番目、岩橋峠ルート、10番目、新庄道ルート、11番目、忍海道ルートという計11ルートがあつて、実はこの正規ルートの上に、奈良県広域消防組合において、大体200歩ごとに山岳救助ポイント看板というのが設置されております。資料で言うと、後ろから2枚目をご覧いただけましたら、7番目のところ、こういう看板が正規ルートの約200歩歩いたところに分散してつけられております。これはどういう目的でやってるかということ、万が一、山岳救助事案が

できた場合、通報者の携帯の位置情報と、付近にあるこの看板のポイントを照らし合わせて遭難ポイントを絞り込むと。そういう使い方をされているわけです。ところが、先ほどから申している非正規の登山ルートにはこれがないんです。ですから、もし、万が一、非正規ルート上で、勝手登山道上で何らかの救助案件があった場合、まず、そこを確定するという作業が必要になってきます。その作業については後ほどまた言いますが、そうしたら、まず、勝手登山道が何で発生するかという要因について次説明してまいります。

これは山岳に関する専門家が結構分析されてるんですけども、大きく4つあるのではないかとされておりまして。1つ、できるだけ早い登頂ルートを開拓したい。2つ目、正規ルートでの登山に飽きた方が開拓した。3つ目、他人の知らないルートを知っているという優越感に浸りたい。4番目、自分が開拓したルートをSNS等で自慢したいという、そういう登山者の趣味、心理が勝手登山道を生み出していると分析されているわけです。中でも、さっきの4番目、昨今のSNSの広がり、インスタ映えとかいう言葉とともに、いかに人からいいねの数を集められるか、共感を得られるかということに喜びを見いだす方が多いので、そういった情報の表面的な部分だけを見てもはやされてるという風潮を助長する結果となっている。それがまた悪循環を生んで、更なる非正規ルートの発生につながっていると言われております。

それから、これは勝手ルートの発生要因です。では、この登山道に関して、正規ルートも含めまして、法的な見解についてはどうか。これに関しては、山の法律学に詳しい弁護士の溝手さんという方がいらっしゃるんですけども、その方いわく、日本では、登山や登山道に関して法律では何も規定されておらず、自然の中では自己責任が原則とされている。しかし、日本の国に誰のものでもない土地はなく、ありません。仮に国有地、公有地であっても、道路などから一步外れると、自由に立ち入ったり、草木を伐採、採取することについては、制限が課されています。さらに、管理責任が曖昧な現状では、うかつに整備すれば管理責任が生じるので、できるだけ関わらない方がよいという傾向が、残念ながら、一部の行政にあると言われております。ですから、登山道の管理の難しさというのは、本当に全国的な問題として横たわっているということです。

正規ルートも含めて登山道でよく問題になるのが、倒木とか、下草、その辺のところの処理について、勝手に他人の山へ入って枝打ちをしたり、下草刈りをした場合、実は他人のものを損壊したというふうになって、刑法第261条の器物損壊罪に当たる。これは3年以下の懲役または30万円以下の罰金もしくは科料に処される可能性がある。また、森林の所有者が入ることを禁じた場所、立ち入ってはいけないというふうにした場所に正当な理由がなく入った場合には、軽犯罪法第1条第32号に触れると同時に、刑法第17条の科料、それから、森林法上での下草刈り、枝打ち、倒木の損傷とかに許可を求める規定、いろいろ処罰する規定は実はあるんです。ところが、それ以上の刑罰の適用を排除するわけではないので、実際には、私有地の介入はほとんど制限されていない。これは日本の山の現状らしいです。

では、これまでのところを踏まえまして、現在の葛城市内にある正規の登山ルートの管理について確認したいと思います。まず、先ほど申しましたように、葛城市内の登山ルートは

国定公園に含まれております。国定公園内の正規の登山ルート、11ルートについては、現状、管理責任というのはどうなっているのでしょうか。登山道、それから林道、道以外の山の部分について、現状を教えてください。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの、金剛生駒紀泉国定公園、二上山も含めまして、国定公園内の部分につきましては、大阪府、奈良県、和歌山県が管理者という形になっておるとい実情でございます。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 国定公園なので、国が管理してて、それを擁する広域自治体が管理者ということです。ただ、先ほど申しました、登山道については、国定公園内でも私有地だと思うんですけども、先ほどの話では、行政がなかなか手を出すことは難しいということが分かりました。この私有地について、現在、葛城市内の山林につきまして、持ち主の特定の状況、現状どういう状況になっているのかというのが分からないので、教えてください。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 先ほど増田議員のご質問の中でもありました、森林環境譲与税を活用し、ただいま森林地番図を作成し、所有者を確定、意向調査を行っている途中でございます。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。土地の所有者を確定するという作業、恐らく非常に困難を極めるものであると思います。というのは、今現状、山の価値というのはほぼなきに等しくて、相続しても、果たして自分の持分の山がどこからどこまでというのを分かってる方が非常に少なくなっている。だから、事実、山の手入れがされずに倒木とかも増えてるわけです。でも、そういうところで、いろんな登山道も含めてまた問題が起こってるので、ここはできるだけ早く進めていただければと思いますので、頑張ってください。

そうしましたら、次、いよいよ本題である非正規登山ルート、勝手登山道について、実際葛城市内には、どんなんというところを紹介してまいりたいと思います。資料6、写真のところをご覧ください。これ、SNSで非常に盛んに取り上げられている二上山の非正規ルートです。勝手登山道です。名前は伏せます。言うとすぐ分かってしまいますので、仮に今は非正規のAルートという形にします。この非正規Aルート、実は、あるアニメの名称がつけられております。それはなぜか。この写真をご覧くださいと分かるんですけど、次のページの写真をご覧くださいたら分かりますけども、アニメに出てくるワンシーンの様子にそっくりな道があるんです。なおかつ、そのルート上に誰かが置いた、ディスプレイしたぬいぐるみであるとか、人形であるとか、ご丁寧にも、お手製のルート表示まで作っている方もいらっしゃいます。さらには、上の方に行くと、見晴らしの展望台まで、ベンチまで造ってらっしゃる方がいるんです。これを見てわくわくする、行ってみたいと思いませんか。多分ほとんどの方はそう思います。この写真が今ネット上にすごく拡散してるんです。特にこのディスプレイのやつについては、季節ごとの変わったやつを作り変えているので、このシーズンの、今やったらひな祭りですけども、例えばクリスマスであるとか、そういうのがいっぱい

あるんです。またそれを見てみんな行きたい。今、そういうところになっております。ですから、この写真を撮ったときも、2月の頭でしたけども、実は、正規ルート以上にここを通ってる方が多かったです。

それと、この非正規のAルート、実は、山歩きに持っていくスマホ用のアプリがあるんです。そこに盛んに投稿されてまして、それを見てまた、普通のSNSとはまた違って、趣味のSNSですけども、山歩きの方が使うところに多く載ってるわけです。またそれを見て、人気スポットと紹介されることで、このルートがあたかも正規ルートであると誤解してらっしゃる方が非常に多いんです。このルート、実際歩かれた方もいらっしゃるかは分かりませんが、決して歩きやすい道ではございません。どっちかというところと険しい道が多いです。勾配も急で、季節によっては、草が生えると本当の道がどこにあるかというのが分かりづらくなるポイントが多いんです。ですから、ここで山岳遭難の事案が発生する理由でもあるんです。

では、ここでお伺いしますけれども、この非正規登山ルート、勝手登山道の把握状況について、どうなっているかお聞きしたいと思います。特に二上山で結構です。実は以前、當麻の道の駅で配布されてた、誰が配ってたか分からないんですけど、この非正規の登山ルートを紹介する地図というか、マップが置かれてたことがあるんですけども、その辺りの把握もされていたかどうか、お答え願います。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

ただいまの奥本議員のご質問の、二上山につきまして、いわゆる勝手登山道がクモの巣のごとく張り巡らされていると、登山の専門家から聞いております。実際、幾つかの勝手登山道を産業観光部の職員で手分けして調査を行いました。幾重にも道が分かれております。全てを把握すること自体困難を極めている現状でございます。それから、當麻の家に配布されておったというルートマップについては、産業観光部の方では把握しておりません。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。実際行っていただいているわけなんですけども、おっしゃるように、本当にクモの巣状になってるんです。こっちだと思って進んでいったら行き止まりになることが非常に多くて、また、その先には、崖になって足元が見えないというところが非常に多くて、はっきり言って危険なんです。先ほど申しましたように、今把握されていないということですが、以前、道の駅のところに、そういう案内するマップがあって、それを見ると、あくまでも正規ルートみたいに書いてあったんです。私もこの間行ったら、それはなかったんですけども、だから、そういう施設でこういうのが紹介されていた。先ほどのSNSも含めてですけども、いろんな方がそれを見て、気軽に行けるもんやというふうに思ってしまふんです。だから、その辺りが勝手登山道のできる大きな原因というふうになってるわけです。

この非正規ルートなんですけども、当然のことながら、行政の管理責任がありません。勝手な道です。私有地にある、誰かが勝手に造った道です。ですから、調査はされてるという

ことですが、そうしたら、その調査の結果を基にして、ここへ行ったらあかんよという看板をつけたりすると、逆効果となって、この先何かあるのというふうになってしまうんです。仮に、ルート上に、ここは危険ですという看板を作ったりなんかしたら、これは行政のお墨つきの道やとみんな思ってしまうというところがあって、だから、行政が特にこれ、なかなか手出しできないルートであるという問題があるわけです。

では、そうしたら、勝手登山道のルートで山岳遭難が発生した際、現状ではどういう形の対応をされているかについて調べてみました。奈良県広域消防組合に、消防署における山岳救助事案への対応の流れというのを聞いてみましたら、まず、正規ルートの場合です。正規ルートでは、まず、広域消防本部の通信指令に119番通報が入ります。先ほど申しましたように、携帯の位置情報と付近の山岳救助ポイント看板の情報を合わせて、それから遭難現場というのを確定されます。現場を特定、また、大まかな位置を特定したら、第1出動の指令が出されます。このときの基本の出動は、指揮車2台、救助工作車1台、ポンプ車1台、救急車1台の計5台体制が基本。山岳救助というのは非常に大がかりになるんです。その後、指揮隊が集結場所を選定して、各隊が集結後の活動方針を決定して救援活動に入るという流れになります。これが正規ルート。ところが、非正規ルートの場合、先ほどもちらっと申し上げましたように、非正規ルート上で発生した遭難救助事案については、山岳救助ポイントがどこにもありません。ですから、通報者の携帯のGPSだけなんですけども、それがまた当てにならないと。非常に誤差が多くて、実際のところは、そこに行っても、現場を確認するところから始めないといけない。それも、先ほどもおっしゃったように、クモの巣状にルートがあるので、1つの捜索隊では駄目なんです。複数のルートから複数の捜索隊で探さないといけない。ですから、非常にピックアップするまでに時間もかかるということで、今、消防署の方では、非番の署員が休みの日に非正規ルートの探索を行ったりとか、そういうのを紹介されてるSNSをチェックするという作業をされております。それでもやっぱり人的な資源が有限ですので、全て把握できない。把握したとしても、どんどん新しいのがまた生まれてくるので、なかなかこれは全てにおいて対応できないという問題を抱えていらっしゃいます。

それともう一つ、先ほど葛城市の事例で言いましたように、防災ヘリコプターによる救助なんですけども、これ、実は、防災ヘリが救助する場合というのは、要救助者のピックアップポイントというのをまず指定しないといけないんですけども、そのピックアップポイントを中心として、登り方向の30メートル、下り方向の50メートルの空間に人を入っては駄目なんです。なぜかというと、ヘリのホバリング、空中で止まってるときに、ダウンウォッシュというんですけども、下向きに発生する風が、これは台風以上の気流が発生して、その範囲内にいると倒木を巻き上げたりとかで二次災害が起こると。ですから、ヘリの救出時には、ダウンウォッシュの直径80メートルの範囲内に署員を全部展開してやらないといけない。単に人をつり上げたらいいというわけではなくて。だから、勝手登山道においては、救助作業が非常に難しい、人手もかかる。そういう要因があるとおっしゃってました。

そうしたら、これらを踏まえまして、山岳遭難の発生は、正規ルート、非正規ルートに関



係なく発生するものであって、勝手登山道の正確なルート把握が、今現状、消防にとっては一番の課題とおっしゃってましたけども、次々生まれる勝手登山道に対して、先ほど申しましたように、消防の人的資源では追いつかない。奈良県の消防も広域となって、出動される隊員が現地の地理に精通してないという方も非常に多い。そういうことを踏まえて、現状、勝手登山道の把握に対して、先ほど産業観光部でやってらっしゃるということですけども、消防の方の情報提供という意味で、地元の地理や情報に精通している消防団の協力をお願いできないかと思うわけなんですけども、そういった消防団の協力というのは現実的なことかどうか、お聞きします。

**吉村副議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

ただいまの質問でございますが、葛城市消防団につきましては、火災事案発生時等には、奈良県広域消防組合からの出動要請に対応しているところでございます。したがって、ご質問の、調査に対する協力要請がございましたら、協力をするというふうになってございます。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。今、非常にうれしいお申出ですけども、消防団と消防署が地域の安心・安全の課題解決にタッグを組めると、これ、非常に大きな成果につながると思いますので、どうかよろしくをお願いします。

それでは、次に、制約の多い勝手登山道について、行政側が今後どのように取り組んでいけばよいかという点に入っていきたいと思います。現時点では、勝手登山道に対して行政や消防が何らかの啓発や対策を行うと、先ほど言ったように、行政や消防のお墨つきをもらった正規ルートと誤解する方が出てくるので、非常にやりにくいというか、難しい、できない。一方で、SNSとかのネット上の拡散で、これを止めることは現実問題として不可能な状況になってます。この2点を踏まえて、私は、ネット空間の情報を逆に利用できないかということをご提案させてもらいたいと思います。2つあります。

1つ目。先ほどもちらっと申しましたように、多くの登山者、特に勝手道を進まれる方が、スマホのアプリを利用されてます。具体的には、YAMAP、非常に大手です。ヤマレコ、国土マップR、ジオグラフィカ。こういったもののアプリはということかという、自分の進んだ軌跡をGPSでルート上にポイントを取って、全部残るんです。そのルートをたどってトレースすると、第三者が先に行った方のルートを進めると、道に迷わなくて済むと。そういったGPSのアプリのユーザーアカウントを1つ取得して、だから行政という名前は伏せるわけで、一個人という形なんですけども、それを取得して、非正規ルート上の迷わない登山道、逆に言うと、見どころの情報を書き込むことによって、ただ、プラスアルファとして、山岳遭難につながるような情報を書き込んで、それを共有して、逆手にとって啓発につなげることが可能になるわけです。そういった非正規ルートの入山を規制できないのであれば、そういうツールを逆手に取って啓発に持っていくというのが1つの提案。1つ目です。

2つ目。これは、統合型GISを活用する方法。GISというのは、ジオグラフィック・

インフォメーション・システム、地理情報を扱うコンピューターシステムの略で、要は地形や土地利用などの情報を位置データと関連づけた地図を作成できるシステムです。葛城市でも、行政はほとんど入ってますけども、GISのシステムを業務で使っていただいております。実は、地理空間情報活用推進基本法というのがございまして、このGISを国民の安心・安全、産業活動の合理化、行政活動の効率化、地籍調査の推進というところへ活用しなさいということがうたわれているんです。本来、基本的にGISというのは、オープンデータというんですけども、いろんな方が自由に使えるというのを前提としてつくられております。それを活用して、地域づくりに住民が参加できる、例えば地図であれば、共同してマップを作成するマッピング作業ができる。観光振興にも活用できる。全国の自治体でそういう事例が実は出始めているんです。

今現在葛城市が使っている、導入している統合型GIS、これ、以前、私の一般質問でも質問したことあるんですけども、現状では、行政の内部だけで使う前提の、クローズドの運用となっております。これは実は、調べましたら、パスコという会社のシステムなんです。パスコのGISの仕様を調べていくと、レイヤーというのは地図の情報を重ね合わせるということなんですけども、クローズドレイヤーだけではなくて、オープンレイヤー、公開レイヤーというのを作成することができると仕様書に書いてました。ということは、オープンレイヤーを利用して、活用して、ネット上で、先ほど言ったアプリのような情報を1つ、勝手登山道の位置情報データとして構築できるのではないかと。それを関係者で共有したら、ある程度、勝手登山道への行政対応を分からないところではあるのではないかと考えたわけです。これについてお伺いしたいんですけども、まず、現在業務で使用している統合型GISなんですけど、これを利用して勝手登山道の危険な場所などのレイヤーを作成することに対応できるかどうか。また、このレイヤーが一般公開できるかどうかについてお答えいただきます。お願いします。

**吉村副議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

現在本市で使用しております統合型GISは、市内の各部署で保有している様々な地図データを一括して整備することにより、各部署間の業務において横断的な利用が可能となり、住民サービスの効率化、迅速化の助けとなることを目的に導入したシステムでございます。この統合型GISのレイヤーを活用して対応できないかということでございますが、統合型GIS上に新規のレイヤーを作成することにより、いわゆる勝手登山道のルートや危険な場所などを搭載することは可能であると思われまいます。しかしながら、このシステムは市内情報系のネットワーク上に構築してございまして、一般公開のできるシステムではございませんので、現状では、職員間の情報共有のレイヤーとして利用することに限られるものと考えております。

以上です。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。システム上の仕様としてはつくれるということですよ。ところ

が、今それを格納しているネットワークがL G W A N、庁内情報系のネットワークにあるので外部から接続できないために、一般の外部との共用ができないという制限がかかってしまうということでした。では、仮にこれを、できないということなんですけども、できない要因として考えるのが、閉じられた空間で運用してるということなんですけど、仮にそれがオープン系のネットワークにあったと仮定したら、それは今言ってる、先ほどのアプリみたいに、G P S の位置情報を取り込んで、マッピングレイヤー上に落とし込んで自動的にルート作成というようなことはできるのでしょうか。

**吉村副議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** ただいまのご質問でございますが、今現在、葛城市で使用しております統合型G I S には、G P S の位置座標を取り込む機能はございません。

以上でございます。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 要はレイヤーをつかって地図は新たに作ることはできるけども、実際に歩いた情報を、G P S のデータを拾い上げてそこに落とし込んでいくというのができない仕様だということですね。残念です。そうしたら、仮にG P S の対応が、ポイントが取れないとしても、勝手登山道の地図情報をつくったとして、これは、実は、庁内では共有できると思うんですけども、消防署はできるのでしょうか。葛城消防は昔、葛城市内で運用されてたので、ネットワークが一緒かなと思うんですけど、それができたら消防との情報共有ができて便利かなと思うんです。その辺りいかがでしょうか。

**吉村副議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** ただいまのご質問でございますが、葛城消防署が葛城消防本部であった時点まではネットワークがつながっておりましたが、奈良県広域消防組合に移ってからはネットワークがつながっていませんので、オンラインでの活用はできない状況でございます。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** そうですか。やっぱり県の広域になってしまうとネットワークが変わってしまうんですね。となると、今の現状のG I S ではその辺の展開が難しいということで、将来的に、もし、システムを変えられるのであれば、そういうのができるようなところを1回検討していただければと思いますので、考えておいてください。頭の隅でも置いてもらえたらうれしいです。

では、ここまで勝手登山道への行政の対応がどういったものができるかということで検討してまいりましたけども、今度は、登山する方の側に立った対応、あるいは行政の方での啓発活動の対策について提案してまいりたいと思います。これ、実は4つございます。まず、1つ、登山届の提出。資料の一番最後のページを見てもらえば、資料8というところをご覧ください。これ、実は、奈良県警察地域課山岳警備隊というところが作ったポスターなんです。今、近鉄の駅全てに貼ってます。二上神社口駅では香芝警察署がこの間、啓発活動を年末にやりました。最近では、勝手登山道に迷い込んだ捜索事案が増えていることもあって、これまで高い山とかでしか導入してなかった登山届を、低地の山でも、あるいはハイキング

コースでも、これを提出させようという動きがあるんです。これ、オンラインで申請ができるんです。だから、山に登る前、3日前から受け付けてるということですけども、当日でも、これを読み込んで、その場でどここの誰が、どここの山に、どういったルートで登りますと登録してれば、万が一、何らかの救出事案とかなった場合にすぐ特定できると。ですから、奈良県警は今これをすごい推進してるんです。こういうところのサポートをまずやってはどうかというのが1つ目。

2つ目。これも文明の利器に頼るんですけども、GPSロガーというのがあります。先ほどのアプリもそうなんですけども、自分の歩いた軌跡を記録する機械というのを売ってます。従来、ガーミンという外国製の機械が有名だったんですけども、最近では、日本製のUSBメモリーぐらいの非常に安いやつが二、三千円で売ってます。そういうのが1つあれば、今どこに誰がいるというのはネットで確認できるんです。そういう携帯の普及を呼びかける。

それから3つ目。当然のことながら、正規ルートへの誘導をしないといけないので、勝手ルートの対策よりも、まずは正規ルートです。現状、こういったルートが本来の正規ルートであって、それ以外の道は非正規であると。非正規に絡むところのリスクというのは、万が一、遭難したら対応が難しい。そういった情報を、もう一度徹底して、チラシないしポスター、ホームページやSNSとかで啓発していただく。

4つ目。最後ですけども、これは、登山者自身の力量に見合ったルート選びの基準を示す。これはグレーディングというやり方なんですけども、これも最近導入してる県、自治体が多いです。登山道の難易度、それから登山者に求める技量・技術、例えば装備であったり地図を読む能力とかそういったもの、それを山別に一覧表にして、自分ができる、登れる、対応できる範囲のところを選んでください。そういうことを導入したりしてます。だから、この4つ、今後市として、行政として、登山者に対して呼びかけをできればやっていただきたいわけです。その辺りの対応というのはどんな感じで、いけるのでしょうか。啓発活動について。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。

まず、産業観光部としまして、非正規ルートでの登山については、登山道の難易度が不明なことや、遭難した場合の救助の難しさなどから、控えていただきたい旨の周知を、市のホームページや広報等で呼びかけていきたいと考えております。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。ぜひ、それはお願いします。呼びかけて、やっぱり知らない方も多いので、繰り返しやるということも大事ですから、なかなかそういうことをやらないと、万が一の何かが起こったときには、行政に対して文句を言う人も出てくるかもわからないし、やはり今現状、消防の方でかなり問題になっていることなので、その辺り、うまく対応をお願いしておきたいと思えます。

そうしたら、あともう少し時間がありますので、最後、市長にお伺いします。市長は、令和3年度の施政方針において、ダイヤモンドトレール活性化を挙げられて、山麓地域を中心

とするマイクロツーリズムに対応したウォーキングルートを作成して、近隣地域との観光施策の連携に努めるとおっしゃいました。また、昨日の令和4年度の施策方針の中では、西の山の辺の道（仮称）事業として、これも近隣市町村と連携して、二上山、葛城山麓の観光資源をPRして、増加しているハイカーを呼び込むとおっしゃいました。本日、私の質問で紹介した二上山の非正規Aルートの写真をご覧になったら分かるように、非常にみんなが行きたいと思うような場所なんです。山麓地域というよりも、これは山に当たるんですけども、こういったところがネットで紹介されて、市内外からこのルートを訪れる方がやっぱり増えてくると思うんです。そういったときに、市長がお考えになっている計画にも多少なりとも影響が及ぶのではないかと考えるわけですけども、今後こういった、人が集まってきてくれるのはうれしいけども、市がPRをできないというようなジレンマに対して、今後どのような取組をされてるか、お考えがあれば教えてください。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 登山道につきましては、ほとんどが私有地になりますので、地権者の了解をもらう必要があります。既存の登山道と言われているものも、公有地ではなく、多分私有地であるように思いますので、その辺の区別をどのようにするのかというのは、難しい問題があると思います。ですので、今、二上山を取り上げられましたけども、以前から非常に、特にふるさと公園から登られるエリアにつきましては、いろんなルートを勝手に歩かれて、それで、例えば、歩きやすいように階段状にしたり、見やすいようなものを造ったりとか、そういう作業を、地権者の方の了解をもらわないでされてるのがほとんどです。ですので、まず必要なのは、今研究させてるんですけども、せっかく二上山、非常に登山者が多い。それと、當麻の家には駐車場があったり、下に公園があったり、食事するところもありますので、そちらの方から正規のルートを1本造れないのかということは、担当のところに課題として与えてあります。その辺の研究をさせまして、地権者の方の了解をいただいた上で正規のルートとして整備することによって、ある種、勝手に造られるような道を少なくしていく作業をしていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

**吉村副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。突然答弁を振りましたけども、非常に行政が整備するのは難しい、ハードルがあることは分かりながら、担当部局の方で検討を進めていただいているということで、今の勝手Aルートが本当に正規ルートになったら、葛城市の観光資産として非常に強力なものになると思います。だから、こういった取組、なかなか前へ進めるのは難しいですけども、その辺うまく頑張っていただいて、魅力のある葛城市をつくってほしいとお願ひしておきます。

では、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**吉村副議長** 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後3時5分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時05分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

**西川議員** 皆様、改めまして、こんにちは。西川善浩でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、葛城市において、コロナ第6波によりお亡くなりになられた方に心より哀悼の意を表すとともに、コロナ対応に従事していただいている全ての方に感謝を申し上げます。

さて、私からの質問は大きく2点でございます。1点目は、本市における森林環境譲与税の用途について。2点目は、新町スポーツゾーン事業についてでございます。

これより先は質問席にて行わせていただきます。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** まず1つ目、本市における森林環境譲与税の用途についてでございます。先ほど増田議員より、CO<sub>2</sub>、二酸化炭素排出削減の観点から、また、奥本議員からは、登山道の危険性の観点から、一部森林環境譲与税について触れられておりましたが、私の方からは、この譲与税の使い道に特化した、少し掘り下げた形でお尋ねをしていきます。これに入る前に、前段として、2019年4月より、森林経営管理法に基づき、森林経営管理制度というものが導入をされたということでございます。これは何かと申しますと、適切に管理されていない森林を、その持ち主の意向を聞き、林業経営者に集積、集約する。また一方で、それができない森林は、市町村が管理を行っていくことが柱となっております。本市においては、先ほども出ておりましたが、金剛生駒紀泉国定公園内にある多くの山林が存在をしており、そしてその恩恵を受けて、雄大な自然の下、山麓で栄えた社寺、また史跡、農林業など、現在においても本市発展のキーワードの1つとなっております。この多くの文明、文化に寄与してきた山林について、近年、課題も出てきているところであります。その課題を解決していく制度として、行政の役割がより一層に重要となっております。また、昨日ありました市長の施政方針にも、各種森林・林業施策に取り組んでいくということでございました。それでは、お伺いをいたします。葛城市内にある山林の課題と、森林経営管理制度における本市の役割について教えてください。

**川村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

山林の課題としまして、市内では、林業従事者も激減し、森林所有者のサラリーマン化が進んでいます。一方、不在者の林地が増加するなど、適切な森林施業の実施が困難になっています。このような状況の中で、森林の有する公益的機能の発揮を図るためにも、効率的な施業実施により適切な森林整備を推進することが重要な課題となっております。また、森林経営管理制度につきましては、平成30年5月25日に新たな法律である森林経営管理法が可決、成立しました。新たな法律は平成31年4月1日に施行され、森林経営管理制度がスタートし

ました。当該制度は、日本の森林の所有は、小規模、分散的で長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされないという事態が発生しています。83%の市町村が、管内の手入れが不足していると考えている状況であり、森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなります。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。このような中、適正な経営管理が行われない森林の経営管理を林業経営者に集積、集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るものであります。

以上です。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。今ご答弁にあったように、本市においても、森林所有者のサラリーマン化というものが進み、管理ができない。また、所有者が不明、線引きが不明瞭など多くの課題があります。また、全国的な課題としても、地球温暖化の防止、また、不良な土砂盛りによる災害など、国土の保全を目的としてそれらの課題を解決する法律として、先ほど申し上げた森林経営管理法を踏まえ、2019年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定をされました。森林環境税については、令和6年度より、国税として市民1人年額1,000円を市町村が賦課金として徴収をされ、その市町村の私有林人工林面積、また、林業就業者数、人口割合を勘案して按分を行い、市町村に地方譲与税の森林環境譲与税として配分をされ、その地域の課題解決に充当する目的となっております。また、森林環境譲与税については、令和元年度より令和6年度までの間は、機構準備金を活用して市町村に割当てをしてもらっているというところでございます。これについては、令和6年度から本格的に課題解決に取り組むために、市町村の体制整備を強化するなど、市町村ごとにどのような課題があって、市にある山林をどのように維持、管理、活用していくかを計画していく費用に充てるものかと認識をしております。

そこで、お伺いをいたします。令和元年度より森林環境譲与税が施行されていると思いますが、その額は幾らですか。また、令和6年度より森林環境税が施行されるに伴って、本市にどれくらいの譲与税が配分をされる見込みとなりますか。

**川村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** まず、森林環境税及び森林環境譲与税について概略を説明します。平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立しました。これにより、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな問題となっております。このような現状の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我

が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が設立されました。森林環境税は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているところです。

なお、災害防止、国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、令和2年3月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が改正され、令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとなりました。本市の森林環境譲与税の譲与額は、令和元年度、263万6,000円、令和2年度、560万4,000円、令和3年度、560万2,000円となっております。なお、令和6年度の譲与予定額は約890万円であると考えております。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。令和元年度から譲与をされ、令和2年度からは前倒しで譲与額を増額されているということでございます。また、令和6年度からは約890万円の譲与額が毎年交付をされていくということでございます。

それでは、令和元年度より今年度までの森林環境譲与税の使い方はどのようになっていますか。

**川村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 令和元年度は、木育推進事業、積み木で118万1,000円、森林環境教育推進事業、森林学習でございますが、50万5,000円、森林保全整備事業、森林病虫害の被害木の伐採、駆除及び意向調査等で95万円、合計263万6,000円でした。令和2年度につきましては、木育推進事業において、積み木と道の駅かつらぎの木のプールにおきまして146万7,235円、森林環境教育推進事業、森林学習で54万540円、合計200万7,775円でした。令和3年度は、木育推進事業、積み木におきまして169万9,500円、森林環境教育推進事業、森林学習といたしまして112万6,070円、森林整備業務といたしまして、危険木の伐採で22万円、地番図作成で185万9,000円、合計490万4,570円でした。

以上です。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。森林環境譲与税の使い道は、間伐などの森林整備、また、人材育成、担い手の確保、森林の多目的機能の普及啓発、木材利用の促進や地域の実情、課題、特色に合わせて、森林整備及びその促進に係る費用に充当するということが前提となっております。例えば、奈良県内いろいろ調べさせていただきまして、近隣市町村、どういうふうに使ってはんねやろうと思って調べさせていただきました。山林がない田原本町については、ゼロカーボンシティ宣言及び地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の排出量と森林整備による吸収量を相殺するカーボンオフセットを具体化する協定を川上村と締結されておるとこ



ろでございます。また、斑鳩町の場合ですと、山林はあるんですけども、法隆寺とか、寺社仏閣林ということで、里山林というのがほとんどということで聞いておまして、ここについても林業の施業が見られない地域でございます。そこで、寺社仏閣林を持つてはる所有者の意向調査というのを行って、森林を使って何か地域の活性化を図る目的に事業展開していけへんのかというところで今取り組んでおられます。具体的には、地域のみinnで森林整備を行い、その森林で地域の幼稚園児や小学生がドングリを拾ったり、課外学習を行ったりできるような、そんな仕組みづくりを目指されているということでございます。

もう一つ、平群町にあつては、もともと観光地となっている山林所有者の意向を、観光地となっているというのは、日の出のスポットみたいな形で観光地となつておるんですけど、その山林所有者の意向を確認して、山頂部分の一番いい場所の眺望整備と、そこに至る道の整備、また、先ほども勝手道の話で、危険木がそこにあつたら、危険木の伐採を行つて、新しい日の出のスポットとしてにぎわいを見せているということでございます。このように、葛城市においても、地域の実情に合わせて計画を立て、森林環境の保全を行つていく必要があると考えております。

そこでお伺いをしたいんですけども、本市において、公有林、市が持つている山林、私有林の山林の割合はどのようになつておりますか。また、公有林の使い道はどうされておりますか。

**川村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** まず、私の方からは、公有林と私有林の割合を答弁させていただきます。本市の森林面積は1,323ヘクタールであり、そのうち公有林は12ヘクタールで、私有林は1,311ヘクタールであります。

**川村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

公有林ということでございますが、葛城市所有の公有林といたしましては、普通財産で葛城市平岡527番11他4筆がございます。面積は合計で1.2ヘクタールというふうに登記簿上なつてございます。ヒノキ1,700本と杉が300本植えられ、林齢は約70年ということでございます。この公有林でございますが、登記簿によりますと、明治42年に寄附または売買で旧南葛城郡忍海村が取得をされてございます。取得目的につきましては、当時の書類が残っておりませんので明確なことは申し上げられませんが、今後の小学校校舎の建替え時に大量の木材が必要となることから、所有、寄附を受けられたと伺つておるところでございます。その場所に行きますと石碑が建てられておまして、建立時期は、先ほど答弁いたしました、明治42年という印がされております。その裏面には複数人のお名前が刻まれておるところでございます。忍海村から新庄町へ、その後葛城市へと所有権を承継しておまして、一時期は下草刈り、間伐、枝打ちなどを行つておりましたが、地元の方々のご協力で枝打ちをしておつたところですが、高齢化、それから職人数の減少が進み、現在は年に1度、職員が現地境界確認や立木の生育状況の確認を行つているというのが現状でございます。

なお、今後の木材の利用についてでございますが、木の切り出し、搬出に多額の費用が必

要であるということ、現在の忍海小学校校舎の前の校舎の建替え時、これは昭和41年落成というところでございますが、その当時にはまだ木材が十分生育していなかったということ、それから、その当時は鉄筋コンクリート造が主流となっていたということから、校舎建替え時に公有林の木を利用することもなかったというふうに聞いておるところでございます。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。大変分かりやすい答弁でございます。今、ご答弁にありましたように、葛城市に占める山林の割合は約40%、3分の1程度になっており、その分、これからの課題も本当に増えてくるというところで考えております。また、多くは私有林であり、所有者の管理によるところが実情でございます。また、公有林については、ご答弁にありました、旧忍海村時代に忍海小学校の校舎の建替えを目的として植林をされたということでございます。残念ながら、その木を利用することなく現在に至っておるといふことなんですけども、ここからは私の提案でもございますが、このように先人により残していただいた財産を、先ほどご答弁にあった、木育推進事業や森林環境教育推進事業で活用するべきであると考えております。今の事業が決してよくないと言っているわけではございませんけども、吉野の木を使った積み木をプレゼントするより、ここにある公有林の木を使って木育をすとか、市外に出て森林学習をするより、そのためのバス代に充てるより、この場所を使って森の幼稚園のような学習ができる場を創出するなど、葛城市の実情、特色に見合った計画をするべきであると考えております。また、ダイヤモンドトレールを使った、観光に寄与するための礎として、また、先ほど奥本議員からもありましたように、勝手登山道や従来登山道、また、新たな登山道の整備に係る準備について取組を行うべきであると考えますが、次年度以降の森林環境譲与税の用途については、どのようにお考えでしょうか。

**川村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 今後の森林環境譲与税の用途としましては、木育推進事業として、出生届の提出者に積み木をプレゼント、また、森林環境教育推進事業として、市内小学校5年生を対象とした森林学習時のバス借上料に使用いたします。

次に、森林整備業務として、枯れ木等危険木の伐採を行い、最後に森林地番図の作成を行い、将来的には、作成した地番図を活用し、所有者に対し意向調査を行い、森林整備として間伐等を行いたいと考えております。また、それ以降については、議員のご指摘、提案も含めて、地域の実情、特色に合った譲与税の用途について検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。次年度の予算については、ここであまり言ったら事前審査とかに抵触するかもしれへんので、どうかしてほしいとかいうことはございませんけども、本当に今後について、令和6年度から本格的に実施されるということでございますので、葛城市は何を山林に対してどうしていくんやということを明確に方向性を定めて、それに基づいて実行していく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

この質問の最後に、本市には、田んぼとか畑とかには本当に精通された方が多くいらっしゃるんですけど、林務に精通した職員というのはいらっしゃいますか。

**川村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 林務に精通した職員は、今いないというのが現状でございます。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。確かに葛城市には森林組合というのもございませぬし、林業をなりわいとされている方も本当に少ないと思いますので、職員におかれましても、林務に精通した人材がいらないというのは当然かなと思います。しかし、これからこの課題を解決していくには、専門的な知見を持った方が本当に必要なのかなと思います。そこで、林野庁が行っている地域林政アドバイザー制度というものがございます。これについては、特別交付税で、市町村においては、雇用してもええし、それを委託してもええということで、その0.7を措置してくれる制度となっております。その方の職務としましたら、施策の企画立案や関係者などへの指導、助言といった、施策に関わること全般に行ってもらえる、そんな制度となっております。このような制度も視野に入れながら、葛城市においての森林整備に、また計画に注力をしていただきたいと思いますし、1つ目の質問を閉じさせていただきたいと思います。

続きまして、新町スポーツゾーン事業についてでございます。新町スポーツゾーンについては、葛城市都市計画マスタープランにもあるように、スポーツ振興ゾーンに指定をされ、市民がスポーツを楽しみ、健康の増進や交流を図る場として機能強化などを推進するエリアとされております。このエリアは、都市公園として位置づけられる新町運動公園の第1健民グラウンドや新町グラウンド、テニスコート、コミュニティセンターを中心とし、ウェルネス新庄などの施設が集積をされております。健康増進を目的としたスポーツレクリエーションのための総合的なスポーツゾーンとして多くの市民に親しまれております。しかし、本ゾーンにある施設の多くは約40年が経過をしており、老朽化が目立ってきております。これらの施設の使用法を含め、このゾーンの一体的な見直しを図るために新町スポーツゾーン基本計画が策定をされ、具体的な事業展開に移行するために、事業手法、検討など調査についても実行をされました。また、それらの事業に対して幅広い観点から検討を行い、意見を反映するために、新町スポーツゾーン基本計画策定会議が今現在においても設置をされているところでございます。昨今では、コロナ禍でありながら、スポーツ振興が重要な位置づけとされていることから、東京オリンピック・パラリンピック、また、北京オリンピック・パラリンピックが開催をされ、スポーツに対しての国民意識が、高まっているところでございます。

そこでお伺いをいたします。今後、葛城市はこのエリアを、葛城市都市計画マスタープラン及び葛城市新町スポーツゾーン基本計画のとおり推進をしていくつもりはあるのでしょうか。また、数年間開催をされていない新町スポーツゾーン基本計画策定会議は残しておくのでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育委員会の吉井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの西川議員のお問ひに對しまして回答させていただきます。

新町スポーツゾーンは、都市公園として位置づけられる新町運動公園の第1健民運動場や新町公園球技場、コミュニティセンター、新町公園テニスコートを中心に、体力づくりセンター（ウェルネス新庄）、新庄スポーツセンターなどの施設が集積し、葛城市民の健康増進を目的としたスポーツレクリエーションのための総合的なスポーツゾーンとして多くの市民に親しまれ、スポーツを楽しみ、健康増進を図ることはもとより、市民の交流の場としても大きな役割を担っていると考えています。施設については、整備後30年以上が経過しており、全体的に老朽化が進み、改修や長寿命化対策等が必要な時期を迎えているところです。新町スポーツゾーンの推進につきましては、市の財政事情を考慮し、基本計画の策定どおりに推進することは難しいと考えていますが、本市におけるスポーツ振興の在り方について検討してまいりたいと思っております。また、新町スポーツゾーン基本計画策定会議につきましては、基本計画が策定された段階で当初の目的を達成したことから、今後、会議の必要性についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** ちょっと残念なご回答かなというところでございます。市の財政事情を考慮するということですが、もちろん、このような事業を単費でできるようなわけではございませんし、そのためにPFIの事業手法の検討もされたのかなというふうにも認識をしておりました。ただいまのご回答なら、一旦、基本計画自体を白紙に戻すと。そして、当時の基本計画は完了してるから、僕の認識ですよ。してるから、今現在残っている基本計画策定会議ももうやめさせていただく。また、ひいては、スポーツゾーンに今後力を入れていかない。そのように捉えましたが、それでしたら、上位計画にもございますように、本市のマスター計画のスポーツ振興ゾーンも見直すということでしょうか。誰かお答えできるんやったら、してもらいたいんですけど。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 記憶をずっとたどって、今思い出してたんですけども、たしかマスタープランの方には、平成29年の初めやったと思いますので、私が就任してからすぐに、前任者が予算を組まれてた中での策定をされたものがマスタープランで、その段階では、スポーツゾーンについては、計画をつくっていきますよという表現をされてたように記憶しております。それがまさに今おっしゃってる、スポーツゾーンの基本計画の策定やと思います。その策定につきましてはの予算が、平成27年度に委託という形で500万円計上されてた記憶があるので、それ、私、議員をさせていただいてた時分ですので、そのときの目的が、たしかワールドカップのラグビー、それと、東京オリンピックに向かってキャンプ地としての整備をしていきたいというような壮大な計画であったように記憶しております。その中で最終的な計画の完了までは至っていなかったのかなという思いがあります。委託業者の方が出された資料の中に、たしかPFIという表現の事業手法も含まれていたように記憶しておりますし、また、そのための会

議も数回は多分開かれたのかなと思うんですけども、最終的な結論までは至らないところで終わっていたように思います。その中で、スポーツゾーンというのは、私は非常に大切なゾーンやと考えております。先ほど部長の方から答弁がありましたように、なかなか今の財政の中で整備をしていくということは大変ですので、2019年全国中学校サッカー大会を開催させていただいたときも、天然芝の芝生を整備し直すことによって大会関係者の方からかなりの高評価をいただきましたし、それ以降も、フェンス等の改修をしたりと、随時改修は進めておるところでございます。これから多分、議員の方もご質問あるかもわかりませんが、奈良県においての国体等も開催されることが決まっておりますので、それに向けました取組も加えながら、スポーツゾーンの整備計画を随時、財政の許す範囲内でさせていただけたらという思いでございます。

以上でございます。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** 僕もずっと調べさせていただいたんですけど、基本計画が今まだ、3案、何か示されたということがあったんですけど、それがまだ、今の市長のご答弁だったら、終わっていないと。言うたら、全部が完了していないというようなことでございますね。だから、基本この事業自体がなくなったというわけではなくて、またブラッシュアップをしながら、財政のことも鑑みて進めていきたいということと捉えさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

スポーツゾーンの基本計画策定会議というのも、今この段階でも残しておくということでもよろしいですよ。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 当時の目的とする会議とは若干内容が変わるかもわかりませんが、今後、あのゾーンのエリアにつきましては、それなりに、会議形式がいいのか、もしくは議会で、各担当の所管の委員会で協議していただくのがいいのか、いろんな手法があると思いますので、その辺はまた検討させていただきたいと考えております。あの当時の策定のための会議というものは、一旦は終了しているという認識を持っております。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** そうですね。あれは完了してないけど、一旦まあ取りあえず、3パターンは出たから、何と言うんですかね、完了、一旦は区切りをつけたけど、今まだずっと続けていってるよということで、ほんで、この会議自体は、もう一度見直ししながら、再度集まってもらうような形を取ると。ここにはもちろん常任委員長2人、入ってもらってるんですけど、そのほかに、体育協会の会長であったり、いろんな方が、周辺の区長であったり、その辺の方が入られるわけです。そやから、やっぱりちゃんとした説明をしっかりと、市の方針をこれからどうしていくんやと。宙ぶらりんになった状態であったらやっぱり具合悪いかと思うんです。でも、さっき市長は、スポーツゾーン、あそこは重要なこと、振興を図る場でもあるしと、振興を図っていくということもお聞きしましたので、ぜひとも、あそこに注力をしていただきたいということでございます。

国体の話が出ましたので、本施設、これは大体約30年ぐらい前のわかき国体の会場とす

ることをきっかけに建設されました。あそこではたしかサッカーをされて、當麻の方ではバレーをされたというところがございます。10年後に迎える奈良国体に向けて、葛城市の取組というものは、先ほど市長は取り組んでいきたいということであって、詳しくは何かありますでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの議員の質問に対してお答えさせていただきます。

第85回の国民スポーツ大会は、9年後の2031年に奈良県での開催が予定されておりまして、令和3年11月24日に、第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会奈良県準備委員会の設立総会、並びに第1回総会及び第1回常任委員会が開催されました。今後の大まかなスケジュールにつきましては、2022年から2024年にかけて競技会場の選定、2025年には中央競技団体の視察、会場施設等の準備を進め、2030年にリハーサル大会を開催し、翌2031年に本大会の開催となる予定でございます。前回、奈良県にて開催されました第39回国民体育大会、わかき国体では、葛城市はサッカー及びバレーボールの開催地となっております。第85回国民スポーツ大会の各市町村において開催する競技につきましては、現段階では決定されておりません。このことに伴いまして、第85回国民スポーツ大会に伴う施設の改修につきましても未確定であります。本市において競技が決定次第、また改めて検討し、報告させていただけるとしております。

以上です。

**川村議長** 西川議員。

**西川議員** まだ具体的には、なかなか、今から進めていこうかなというところのご答弁であったかと思えますけど、二、三日、樫原市の亀田市長と話をすることがありまして、ぜひとも、葛城市には新町というところ、スポーツゾーンというのがありますと。樫原市は今どうやら、メイン会場、市民運動公園と、あれはやっぱりうまいこといきませんでしたけど、メイン会場には、ぜひともこっちの、前は鴻ノ池陸上競技場でしたけど、中南和の方に持っていきたいし、樫原市にメイン会場を持っていきたいと。そやから、しっかり応援してやということも言われてます。だから、隣町やし、やっぱりそこもきっちり連携をして、葛城市はこういうのを持っていきたいとか、そういうことも、意思表示も含めて、施設の整備にも取りかかっていたらいいと思います。

もうちょっと時間あるので、僕の話させていただきますと、38年前に行われたわかき国体では、うちの地元には北海道の選手が、みんなそこの選手を受け入れるんです。うちの地元では北海道の選手を受け入れておりまして、そのときは日本にもサッカーのプロとかいうのがなかったので、本当にその人らに強い憧れを覚えて、それがきっかけでサッカーに打ち込むようになりまして、おかげさまで、サッカーでは本当に高校でもいい成績を収めさせていただいたんです。僕、愛知国体と福島国体に奈良県代表の選手としても選出されて、福島国体だったら全国5位まで行かせていただきました。僕の経験からもあるように、葛城市において、夢を抱いて、人生においてかけがえのない経験を積んでいただく。葛城市に住む子どもたちにそんな地盤をつくってあげたい、そういう気持ちでございます。先ほど市長も、

ここに力を入れていきたいということもありましたので、ぜひとも、葛城市から多くの国体選手やオリンピック選手、そしてプロ選手が誕生する、そんなスポーツゾーンになることを、そんな振興を図ることを切にお願いして、私の質問を閉じさせていただきたいと思います。

以上で私からの一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**川村議長** 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

**柴田議員** 皆さん、改めまして、こんにちは。本日最後の一般質問に立たせていただきます柴田三乃です。お疲れのこととは思いますが、最後までどうぞよろしく願いいたします。本日、3月8日は国際女性デーです。数少ない女性議員として、女性の視点でこれからもいろいろと提言していきたいと思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、2点、今回質問したいと考えております。

1点目は、コロナ禍における小・中学生の心のケアについて。2点目は、市民との協働、住民参加のまちづくりについてです。

ここからは質問席で質問させていただきます。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** まず最初に、コロナ禍における小・中学生の心のケアについて質問いたします。今、世界では、ロシアのウクライナ侵攻による先行き不安が広がっておりますが、身近なところでは、少しは落ち着いてきましたが、オミクロン株による第6波で健康、生活不安をお持ちになっている市民の方も多いと思います。今回のオミクロン株の感染拡大では、多くの子どもたちが感染し、小・中学校においては、短期ですが、休校になったり、学級閉鎖になったりと、ここ2年間のコロナ禍での様々な制限に加えて、自分もいつ感染するか分からない、または感染させてしまったかもわからないという不安の中で子どもたちが生活しているということは、容易に想像できることと思います。もちろん学級閉鎖などによつての学習の遅れなども気になるころではありますが、今回は、コロナ禍における子どもたちの心のケアにフォーカスして質問していきたいと思っております。各学校には、児童・生徒たちの心のケアをするスクールカウンセラーがいらっしゃると思いますが、まず、スクールカウンセラー事業と役割についてお聞かせください。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

スクールカウンセラー事業は、児童・生徒の心理に関して専門的な知識、経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置することで児童・生徒の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高め、暴力行為、いじめ、不登校などの児童・生徒の問題行動などの未然防止や早期発見、早期支援、対応に役立て、さらには、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた教育相談体制を構築することを目的に実施する事業です。スクールカウンセラーは、臨床心理学の視点から、児童・生徒やその保護者、教職員と連携して、子どもの健やかな成長、発達を支援する役割を担っております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。スクールカウンセラーの概要は理解いたしました。国の2022年度予算案の中の初等中等教育予算において、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの重点配置に過去最高の77億円を計上されております。その予算のポイントとして、文部科学省は、子どもへのサポートの強化をまず挙げていらっしゃいます。その中で、スクールカウンセラーを全ての公立小・中学校に週1回4時間配置した上で、より必要な学校には週1回8時間以上の配置を可能にするという重点配置について、2021年度の3,600校から、2022年度には5,400校に増やすという方針を打ち出されております。このことから、国としても、子どもたちに対して、学習だけではなく、心のサポートにも重点を置いていらっしゃるということが読み取れます。では、葛城市の小・中学校においては、どのような頻度でカウンセラーの方が来られているのか。また、保護者、児童・生徒に対してはどのように周知されているのか、お聞かせください。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 現在、県の事業として、新庄中学校と白鳳中学校に年間95時間、回数にしまして17回、月にしまして一、二回、奈良県教育委員会から臨床心理士が配置されております。また、これとは別に、葛城市では、巡回相談として月に二、三回、市内の6保育所、公立3園、私立3保育園及び公立の5つの幼稚園と5つの小学校、2つの中学校に、こども・若者サポートセンターから臨床心理士を配置しており、子どもの様子を観察して先生方の相談に当たるとともに、保護者や子どもの個別の相談にも対応しているところでございます。

また、周知をどのようにしているかのお問いでございます。事業についての保護者や児童・生徒への周知につきましては、年度当初に、こども・若者サポートセンターから各学校に日程をお伝えし、効果的に活用できるよう各学校で取り組んでいただいております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。各中学校に、県の事業として年間95時間ということで、計算してみると、月2回弱で1回4時間程度になると思うんですけども、そして、プラス葛城市として月に二、三回ということで、今回国が求めている基準、週1回4時間は、もう既に葛城市では行われているのかなというふうに思って、安心いたしました。

周知の件なんですけれども、各学校で取り組んでいるというお話だったと思うのですが、学校側で具体的にどのように周知されているのかをお聞かせください。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育委員会の吉井でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

児童・生徒に対するスクールカウンセラーの周知につきましては、年度初めに、スクールカウンセラー自身が各学級に出向いて自己紹介をしたり、休み時間に校内を巡回して児童・生徒とコミュニケーションを取ったりするなどしており、児童・生徒にとって相談しやすい雰囲気となっているものと考えています。また、保護者に対しましては、カウンセラーによる教育相談の実施について、プリントの配布や学校一斉メール、学校ホームページへの掲載



による周知を行っています。学校によっては、学校だよりや学年だよりなども活用して、スクールカウンセラーの相談窓口の認知を広めているところもあります。

以上です。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。まず、カウンセラーの方と対面して信頼関係を構築するというのは、とても大事なことだと思いますので、実際に会って言葉を交わす機会をつくっていらっしやるということは、とても大事なことだというふうに理解しました。ただ、いざ相談したいと思っても、予約を取ったりするまでに、特に児童・生徒の場合は、かなりの勇気が要るのではないかというふうに思ったりもします。あしたは言おう、あしたは言おうと思ってる間に傷が深くなるという可能性も出てくるのではないのでしょうか。予約のハードルを低くする1例としてご紹介したいのが、大阪府がやっている大阪府こころのほっとラインというのがあるんですが、それはLINEなんですけど、私がこれを見つけたのは、私が勤めてた大学のウェブサイトなんですけれども、ということで、若者向けにも開かれている相談窓口なんですけど、府民の方向けの相談窓口で、LINEで友達申請すると、時間内であれば相談員の方とチャットで話せるという仕組みになっています。府がやることですので、やはりしっかりした機能をされてると思うんですけども、そういった相談というところまではいかなくても、相談予約をLINEでできれば、もっとハードルが低くなるのではないかと考えます。ぜひ、そういったハードルを低くするような仕組みづくりをご一考いただければというふうに思います。

相談ということに関連しますが、コロナによるいじめや差別など様々な問題が取り沙汰されていますが、児童・生徒の方たちへの教育はどのようにされていますでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

例えば、道徳の授業において、様々な教材を用いて、新型コロナによる偏見や差別、いじめが生じないようにするための取組を進めております。具体例の1つといたしまして、日本赤十字社の作成しましたDVDを視聴し、誰もが新型コロナに感染する可能性があることや、恐れる対象がウイルスから人になっていないかなど、児童・生徒に考えさせる機会を与え、互いを思い合える学校や地域を目指すような取組を進めています。また、今年1月には、教育委員会と学校の連名で、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についてという内容の啓発文書やリーフレットを保護者宛てに配布いたしました。さらに、学校一斉メールやプリントで新型コロナに関連する内容をお知らせする際には、うわさや風評被害が生じないように冷静にご対応くださいといった、人権に配慮した言動を啓発する一文を添えて、新型コロナによる差別やいじめが生じないように努めております。

以上です。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。児童・生徒、そして保護者の方にも対応していただいているということで、表面的ではなくて、着実に理解していただけることを私も願っているんですけど

も、今ご答弁の中に出てきました日本赤十字社の資料の一部を、配付資料として皆さんのお手元にあると思うんですが、全然見えないと思うんですが、3つのコロナがあって、3つの感染がありますということで、3つの感染症という顔がありますということで、この3つの感染症とは一体何かという、これは、おっしゃってくださった、日本赤十字社の資料なんですけど、すごくうまくできて、まずは本来のコロナにかかった病気です。それから、私が懸念しております、不安です。かかっていなくても、かかるのではないだろうかとか、感染させたのではないだろうかとかという漠然とした不安がいつもある。そして、かかった人に対しての差別とかもあるということで、3つの感染症があるんだよ、それはつながっているんだよということを明確に子どもたちに分かりやすく示している資料が、日本赤十字社のウェブサイトを見れば載っておりますし、DVDも多分同じような内容で子どもたちに教えてくださってるのではないかというふうに理解しております。

コロナ禍の中で、子どもたちがストレスを抱えているのはもちろんなんですけれども、その子どもたちを指導されてる先生方も、日頃の激務に加えて、学級閉鎖、または休校のときのオンライン授業とか、本当に手間をかけて、また、オンライン用の資料を作られたりとか、それから、感染対策などで精神的にすごく疲弊されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。というところで、教師の方たちの心のケアについて、何か対処はされているのでしょうか。お聞かせください。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 先生方の心のケアについてのお問いでございます。学校、幼稚園、保育所では、日常の業務に加え、日々の新型コロナウイルス感染症対応も加わり、先生方のストレスは膨大なものと理解しております。現在、こども・若者サポートセンターでは、市内の中学校、小学校、幼稚園、保育所、保育園に巡回相談員として臨床心理士を、規模に応じて月に2回から3回入らせていただいております。その中で先生方の相談に乗ることで、ストレスの緩和など心のケアに努めております。また、端末を使って相談する新たな相談システム、AI相談システムを今年度に構築しております。このシステムは、GIGAスクール構想の1人1台端末を利用して、児童・生徒の日々の心の変化に寄り添う、全国的にも初となる予定のシステムでございます。現在、来年度からの本格稼働に向け、一部中学校におきまして試験運用を行っております。教育委員会とも連携を図りながら、これらも活用し、先生方の負担の軽減を図るなどで心のケアに努めてまいりたいと思います。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。スクールカウンセラーに相談されてるということになると思うんですけれども、立場上、苦しんでいてもなかなか人に言えないということもあると思うので、周りの同僚の方たちとか、上司の方が気づいてあげるということも大切なのではないかと思います。今ご答弁にあった、AI相談システムというお話もあったんですけれども、私の理解としては、日々の心の変化をタブレットに入力するというので、それぞれ個人の心の傾向などが分かるシステムなのかなというふうに理解しております。まだ試験運用の段階ということですので、また、本格的に運用するようになったときに詳しくお聞きし

たいというふうに思っております。

では、教育長にお聞きします。多くの子どもたちへの感染拡大による、児童・生徒が持つ漠然とした不安に対する心のケアについて、今回、恐らく誰も予測しなかった子どもへの感染拡大という事態が起こってしまったと思うんですが、この状況を踏まえて、今後同じようなことが起こった場合、どのようなことをしていかれるのかというお考えをお聞かせください。

**川村議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** 私の方には、子どもたちの心のケアについてのご質問でございます。今年度の年度初めに、教員がコロナ禍における子どものSOSを確実に受け止め、適切に支援する力をつけるために、全教職員に研修の手引、「子どものSOSを受け止めるために」を配布するとともに、動画によるオンライン研修を実施しております。その上で子どもたちに対してアンケートを実施したり、あるいは、不安や悩みを直接聞き取る面談等を行ったりして、子どもたちの心のケアに当たってきております。ただ、今年に入り感染が拡大しております、いわゆる第6波におきましては、市内各学校で学級閉鎖を余儀なくされ、子どもたちの教育環境、また、家庭生活に大きな影響を与え、その結果、多くの子どもたちが不安やストレスを抱えることとなっているのではないかと、今考えるところでございます。今後とも、児童・生徒の心のケアに対しましては、教員だけではなく、カウンセラー、また、保護者と連携いたしまして、日頃から積極的に子どもたちとコミュニケーションを取ることで、コロナに起因する悩みや不安などをすぐに相談できる信頼関係、また、相談体制の充実を一層進めてまいりたいと考えています。加えて、先ほど部長からもありましたように、こども・若者サポートセンターが構築を進めておりますAI相談システムも活用いたしまして、困っている子どもたちへの支援、更に進めていきたいというふうに考えております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ご答弁ありがとうございました。まさにコロナというのは、私たちに様々な影響を与えたと思います。当たり前とされていることが当たり前でなくなったりとか、受け入れがたいこととかも、それぞれ、おのおのたくさんあると思います。そんな中で、未来を担う子どもたちへの影響を最小限にとどめていってあげるのが、我々大人の務めだと思っております。最新のAI相談システムも駆使し、また、対面でのフォローもしながら、子どもたちをしっかりとサポートできる仕組みづくりをお願いして、私の1つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

では、2つ目の、市民との協働、住民参加のまちづくりについて質問させていただきたいと思っております。ますます複雑化、そして多様化する市民の方々からのご要望に対応するために、日頃から職員の方々には努力、奮闘されていることと思っております。しかしながら、限られた人員、法の縛りとか、そして財政の制約の中で、行政の力だけでは住民サービスの向上に対応できなくなっているのが現状だと思っております。これはもちろん葛城市に限らず、日本中のあらゆるところで起こっていることであります。市民との協働、住民参加のまちづくりは随分前から言われていたことですが、なかなか成功事例も少なく、どういった課題が潜んでいる

かということをもまず念頭に置きながら、今回質問していきたいと考えております。

まず、以前、吉村始議員も質問されたと思うんですが、市民活動支援事業というのがあると思うんですが、それはどういった事業なのか、お聞かせください。

**川村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまのご質問でございます。

葛城市市民活動支援事業でございますが、これは平成22年に制度が定められました。この制度の趣旨は、市民の皆さんがより積極的、主体的にまちづくりに参加し、より多くの市民の参加または参画を得て市民の公益的な活動の活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進し、魅力のあるまち葛城市を実現するために実施するものとされており、本市が設定するテーマに基づき、市民団体が事業を企画、実施する場合であったり、市民団体自らが自由に企画提案し、実施する事業に対して支援を行うものでございます。支援の内容につきましては、市民団体が実施する事業に要する経費に対し補助金を交付しております。また、募集方法につきましては、広報誌に掲載するほか、市のホームページにも掲載して市民への周知を行い、応募する団体を募集してございまして、例年4月から5月上旬にかけて応募申請の受付を行っております。採択の手順といたしましては、応募いただいた団体の活動内容につきまして、葛城市市民活動支援事業審査委員会におきまして審査を行い、年間で最大4団体まで採択可能となっている状況でございます。

以上です。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。つまり、葛城市が提案したテーマに沿った活動をしている市民団体、または、市民団体が自由に企画提案した活動に対して補助金を出していらっしゃるという事業ということで理解しました。どちらにしても、支援を受けられた団体と葛城市が協働でまちづくりを推進していこうという目的の事業であると理解しましたが、それでよろしいでしょうか。はい。

では次に、事業を開始されてから、平成22年から現在まで、何団体が支援を受けられて、そのうち今も活動されている団体はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

**川村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

市民活動支援事業では、これまで17団体に補助金を交付しております。そのうち現在も引き続き活動をされておられる団体の数は、13団体となっております。

なお、これまでの採択団体の主な活動内容につきましては、本市のシティープロモーションに資する活動や、市の農産物のブランド育成に関するもの、市民の一体感の強化につながるものや、市の国際化、国際交流強化につながるもの、そして、子育て支援に関するものなどがございました。

以上でございます。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。実は、私も、議員になるまでは非営利の一般社団法人を運営しております。国際交流活動でこの支援事業を使って支援していただきました。資金もない、どこから始めていいかわからない、でもパッションだけはあるという個人またはグループにとって、この支援事業は本当に助かると思います。私もそうでした。ただ、市と市民との協働という点において、私の場合なんですけれども、私だけが市との協働を望んでいて、市はあまり望んでなかったのかなというふうな印象も受けて、がっかりした思いもあります。せっかく13団体が今も活動を続けられているということですので、支援を受けられた後も、市内にはどういった市民団体があって、どのような活動をされているのかを市民の方々に知らせたり、市民団体同士をつなぐというような取組はされているのか、お聞かせください。

**川村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 市が直接、市民活動支援事業を実施されている団体と団体や、団体と市民との橋渡しをしている事例はございません。しかしながら、年度末に活動内容を書類で報告していただくほかに、市民活動支援事業活動報告会を開催し、各団体の事業実施状況や成果などを公開の場で発表していただいております。当日見学に来られた方と事業を実施された団体との交流であったり、発表された団体同士の情報交換や交流などの機会になると考えております。また、それぞれの団体の活動内容を本市の広報誌で紹介し、市民への周知を行っております。これらのことが橋渡しの一助となっているのではないかと考えております。

以上です。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。支援を受けているとき、最大3年と思うんですけど、そのときは広報などにも私の団体も載せていただきましたが、その後も頑張っているという市民の方々の紹介も必要ではないかというふうに考えます。また、仲間を募集していらっしゃる団体もあると思いますので、その後のことも時々広報などで周知していただければいいなというふうに思います。では、市民の協働、住民参加のまちづくりには、市民の声を聞くということが一番大事だと考えておりますが、市民の声はどのような方法で集めていらっしゃいますでしょうか。

**川村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 市民の声を聞く市の制度についてでございますが、まず、タウンミーティングがございます。タウンミーティングは、市民と市長が市政に関する対話を行い、市政について幅広く市民の意見を聴取し、また、市政に対する理解を深めることを目的としており、開催要件といたしましては、おおむね20名以上の参加が可能な団体等の要請に応じて行うものとなっております。

次に、市政フォーラムがございます。市政フォーラムは、市長が自ら各大字に出向きまして、市の姿勢や将来像を地域住民の方々と直接語り合い、意見交換を行うことを目的としており、この市政フォーラムの趣旨を理解し、開催を希望された大字において実施しております。平成30年度から令和元年度にかけて、44か大字のうち39か大字で実施したところでございます。また、そのほかに、市民の声に答えていくための手段といたしましては、市のホー

ホームページから電子メールによる問合せや、両庁舎に設置しているご意見箱がございます。市民からの要望、意見につきましては、基本的には担当課が回答しております。令和3年度中の現在までの状況といたしましては、市のホームページから送信できるご意見メールが632件で、両庁舎に設置しておりますご意見箱からのものは48件となっている状況でございます。以上です。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。大字ごとにご要望は違うと思いますので、細かく意見を聞くということはとても大事な事かなとは思いますが、ただ、今現在の方法だけでは幅広い年齢層の声を聞くことはなかなか難しいのではないかというふうに思います。私はつい最近まで大学で教えてたんですけれども、若い人たちもそれなりに意見を持っているんですが、自分から発信する子はまれで、聞かれたら答えるという子がほとんどなんです。では、どういった聞く場を設ければ、そういった若者の声も拾えるのか。今、葛城市では、若い方向けにどのような取組をされているのでしょうか。

**川村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 現在、葛城市では、ホームページとツイッターを連携させて情報発信を行っておりますが、SNSなどを活用した市民の意見を聞く仕組みや議論を行う場については、ない状況でございます。市役所内部では、これまでから対面による会議が中心であったものが、テレビ会議システムを使った開催になったり、また、外部機関との会議や打合せについても、ウェブ会議システムを活用して行っているなど、今回のコロナ禍での新たな生活様式への対応が進んできております。今後は、市民との対話や市民同士の議論がウェブ上でできる仕組みや、SNSなどを活用した意見聴取の方策についても研究してまいりたいと考えております。以上です。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。セキュリティーとかの問題もありますし、オンラインでの市民とのディスカッションというのは大変難しい面もあるかと思いますが、実現に向けてぜひ検討していただきたいというふうに思います。あと、私の提案として、若者向けなんですけれども、ワールドカフェというようにリラックスした、会議なんですけど、本当にグループごとに分かれてリラックスした雰囲気です話をする場をつくったり、セキュリティーよく分からないんですけれども、クラウドを使ったアンケートの実施なども考えていただければ、若者の声も拾えるのかなというふうに思います。

では、具体的に、市民との協働、住民参加のまちづくりの事例などを聞いていきたいと思っております。各課においてそれぞれ動いていらっしゃると思いますが、今回は、高齢者の方向け、そして子育て世代向けの事業に絞ってお聞きしたいと思っております。まず、高齢者の方のご要望などはどのように集めていらっしゃいますでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

高齢者の要望や意見はどうやって集めているかというご質問でございます。まず、長寿福

社課におきまして、3か年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、その際に2つのニーズ調査を行っております。1つ目は、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、その支援方法の検討や介護予防の推進を図るため、また、計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的として、要介護認定を受けていない65歳以上の方1,500名を抽出して、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行っております。

2つ目としまして、高齢者等の適切な在宅生活の継続と、家族等の介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的として、要支援認定と要介護認定を受けている方713名を対象に在宅介護実態調査を行っております。ニーズ調査の結果や、現在行っているサービスの実態を基に必要となるサービスや要望を洗い出し、計画を策定しており、令和3年度から令和5年度は、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の期間中となっております。

以上です。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。高齢者の方ということもあって、調査はやはり紙媒体とか口頭でされていると思うんですが、それは今は仕方ないと思いますが、時代が進むにつれて、その辺りもまた考えていかないといけないところなのかなと思います。50代の方だったらインターネットは簡単に使える年齢でもありますし、そういった方法も変わってくるのかなというふうに思います。では、聞き取られた要望をどのように政策に反映されていらっしゃるのでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** ニーズ調査を基に具体的な事業へ反映した事例としまして、自主運動教室と認知症予防教室についてご紹介させていただきたいと思います。まず、自主運動教室でございますが、要介護認定を受けていない方への「からだを動かすことについて」というニーズ調査の設問から、けがや要介護状態につながるおそれのある転倒リスクにつきましては、全体の3割が該当しており、年齢別に見ますと、75歳以上で転倒リスクが高くなってきております。必要とされるサービスとして、地域での自主運動教室の開催を支援し、今後も、開催場所を増加させるために地域の方々への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、認知症予防教室についてでございますが、ニーズ調査の「毎日の生活について」という設問から、認知リスクが見られる高齢者が42.4%となっております。年齢別に見ると、75歳以上で約半数が該当しており、令和3年度から、認知症対策に重点を置いて認知症を初期段階から発見できる検査を行える環境を整え、疾患の早期発見と将来の疾患リスクの把握を行い、認知症予防及び重症化予防につなげるために、認知症予防教室を、認知症疾患専門医療機関と認知症サポーター養成講座を受講されたボランティアの介護予防リーダーと協働で開催するとともに、その後も、教室卒業後のOB会の立ち上げ支援を行っております。また、認知症の知識を市民の皆様に広め、認知症になっても地域に居場所をつくるための認知症カフェの開催支援や、徘徊高齢者等による事故の損害賠償保険に市が加入する事業も行っております。今後も、高齢者を取り巻く状況を把握しながら事業を進めてまいりたいと考え

ております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。やはり頭も体も健康で、健康寿命が延びるということで社会的、経済的効果も見込まれますし、何よりも、高齢者の方が生き生きと社会とつながりを持って生活されることはすばらしいことだと思います。こういった事業にも地域のボランティアの方々などが参加することによって世代間交流や助け合いの輪が広がっていくと思いますので、ぜひ、そういう視点も視野に入れて進めていただきたいと思います。

それから、私はインスタグラムで活動を知ったんですが、畑活プロジェクトというのをされているようなんですが、それはまさに市民との協働事業ではないかと考えております。具体的には、どのような目的でされているのか、そして、どのような仕組みを将来的に構築していきたいのかということをお聞かせください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 地域支援事業におきまして、地域で高齢者を支える仕組みづくりという目標を掲げ、生活支援体制整備事業を行っております。高齢者の健康寿命を延伸し、いつまでも元気で暮らせる体制を整備するために、互助を基本とした高齢者の生活支援等のサービスの体制整備を推進することを目的とし、市内に生活支援コーディネーター、いわゆる地域支え合い推進員を配置しております。内容としましては、有識者、民生委員、区長会の代表者等で構成される、市内全域を対象とした第1層協議体及び地域の有志の方で構成される、中学校区を対象とした第2層協議体を設置し、葛城市社会福祉協議会とともに、地域での支え合い、助け合いを目的としたワークショップの開催や、それに連動させた地域における仕組みづくりを支援し、高齢者の社会参加や介護予防の推進を図ることを目指しております。

最近の具体的な例としまして、第2層協議体のグループで、居場所づくりでもありますが、地域のつながりと生活支援や移動手段が地域の課題であることが見えてきており、その中の居場所づくりについて焦点を当てて活動を起こそうと考えたとき、コロナ感染症の影響で屋内での居場所づくりが難しくなり、屋外での居場所を模索した結果、先ほど紹介いただきました、畑活から広がる地域の居場所を目指して、地域の有志の方の協力を得て、耕作放棄地を活用した畑での農作物づくりを通じた地域活動が始まりました。また、別のグループでは、会員自ら戸別訪問をしながらアンケート調査をし、地域の困り事を集計し、その困り事についての課題を解決するための話合いを行っていくことになっております。どちらも住民主体で、住民でできることは住民で実施することを目標に活動いただいております。今後もこのような地域活動が増えるよう、生活支援コーディネーターと支援を行ってまいります。

以上でございます。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。コロナ禍で屋内でできないということで、畑で野菜を作りながら集まるということになったと思うんですけども、高齢者の方が中心の活動となっているようなので、若い世代の方にも参加していただいて、輪が広がるということになればいいなというふうに思います。そういった場合、いつまでも行政が関わるということではできないと思



うので、どのように仲間を集め、また、自立をしていただいて、グループごとに中心となるようなキーパーソンがこれから必要になってくるかなというふうに思います。その辺りがやはり市民との協働の課題なのかなというふうにも感じます。

では、次に、同じ質問を子育て世代の方にはどうされているか聞きたいと思います。子育て世代の市民の方からのご要望は、どうやって集めていらっしゃるでしょうか。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。

子育て福祉課では、幼稚園、保育所、保育園などの教育・保育事業や、地域における子育て支援の確保や内容の充実を図るため、5年ごとに葛城市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。この計画を策定します前に、子育て世帯に対して郵送によるニーズ調査を実施し、アンケートでいただきました子育て世帯のご要望、市民の声を5か年計画に反映させ、子育て支援の施策の充実を図っております。また、子育て福祉課は、子育て支援センター、保育所、児童館、学童保育所を運営しておりますので、ご利用される方からのお声やご要望、ご意見は、逐次、すぐに子育て福祉課に入っております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。子育て世代の方は毎日大変忙しくされていると思いますので、紙媒体のアンケートに答えるのはなかなか難しいと思うんです。答えたい意思はあっても、ついつい毎日の生活に追われて忘れてしまったりということもあると思うので、やはり先ほども提案したようなクラウド型のアンケート調査であれば、スマホで一気に答えることができるので、今の世代には合っているのかなというので、そういう方法もまた検討していただきたいと思います。では、聞き取られた意見は、どういうふうに政策に反映されているでしょうか。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 聞き取ったご意見などは、可能な限り、政策に反映させております。事例といたしましては、令和2年度から令和6年度までの第2期事業計画を策定する際に実施いたしましたニーズ調査の結果を反映いたしまして、希望のありました子育て支援事業のつどいの広場の充実を令和2年4月から図り、実施しております。具体的には、子育て支援センターでの事業の開催日数を、それまでの週3日開催から週4日開催へ、毎週の開催日数を増やしております。また、磐城校区児童館において実施しております連携型つどいの広場につきましても、それまでの週3日開催から週5日開催へと実施日数を増やしております。さらに、令和4年度から、月1日ではありますが、休日の開催を視野に入れ、ご利用いただける機会を増やせるよう、現在、人員の確保に努めているところでございます。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。つどいの広場は、子ども同士が出会う場でもあり、お母さんたちもお互いに悩みを相談できる場でもあると思うんですけども、現在コロナでなかなか開放できにくい状態だと思います。お母さんグループとお話ししたことがあるんですけど、Zoomのようなオンラインで集まって話がしたいというご要望を聞きました。特に新しく葛

城市に越してこられた方というのは、知り合いもいらっしゃいませんし、小さいお子さんを持って、同じような人たちとつながりたいということで、そういったZ o o mでの集まる場というものはご検討いただけますでしょうか。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 現在子育て支援センターで実施している事業につきましては、コロナ禍の中、感染拡大を防ぐため、参加人数や時間など規模を縮小して実施しております。今までどおりの運営が難しい中におきまして、今、議員のおっしゃる、Z o o mを利用して事業の充実を図ることも有効な手段だと思っております。今後、前向きに検討させていただきます。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ご検討いただけるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

では、市民との協働ということについて、ボランティアさんたちとの連携はありますか。

**川村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 現在子育て支援センターで実施しております事業につきまして、市民ボランティアの方たちにサポートをしていただいております。具体的には、子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業のファミリー・サポート・クラブ援助会員としてご登録いただき、子育ての助けをしてほしい人、利用会員に対して子育てのお手伝いをいただいております。現在ご登録いただいている援助会員数は約70人で、曜日や時間帯によって、1時間当たり600円から800円で援助いただいております。また、童謡クラブの花歌娛さんや、絵本読み聞かせのリスピーさん、いろりの会さん、わらべさんなども、有償で事業のお手伝いをいただいております。そのほかに、子育て支援事業のつどいの広場におきましても、1名の方が無償で事業の援助をしてくださっております。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。援助会員たちが70名もいらっしゃるということで、とても心強い限りですが、子育てが終わった方々がボランティアとしてお手伝いされているのかなというふうに思いますが、その方々に保育士不足を補う保育補助員として働いていただくということも将来的には考えられると思います。保育補助員は資格も要らないということですので、市との信頼関係が既に確立されているボランティアさんになっていただくのは、とても理想的な姿ではないかと考えます。ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

では、最後に、市長にお伺いいたします。市民との協働、住民参加のまちづくりについて、市長の施政方針の中にもたくさん盛り込まれていました。実行し、持続していくには数々の課題があると思いますが、市としてどういった課題があり、それをどうしていきたいか、市長のお考えをお聞かせください。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** いろんな分野からご質問いただいております。本当にありがとうございます。私の方は、課題だけに絞って答弁させていただきたいと存じます。実は、葛城市は非常にボランティア団体の多い市でございます。社会福祉協議会に登録している団体だけでも43団体、1,078名の方がおられます。また、個人登録でボランティアをされている方も34名おられます。それ以外

にも、社会福祉協議会に登録されてない団体様もかなりおられることを考えますと、人口3万7,000人のところで1割ぐらいの方はいろんな分野でご協力いただいているのかなと、非常にありがたく感じてますし、また、それが葛城市の住みやすさにつながっているのかなというのは、日頃から感謝をしているところがございます。ただ、成熟したボランティア団体だけに限らせていただきますと、なかなか次の世代の方が、引継ぎがうまくいっていない。今、割合と高齢者に近い方が中心となって活動されている団体があります。その皆様方は、戦後から、働きながら地域活動にいろいろ携わっていただいた方なんですけども、そのままずっと同じ年代の方が継続してボランティア活動をやっていたらいいものですから、なかなか次の世代にバトンタッチができない状態で、バトンタッチができなくなって、なかなか今度は体が動きにくいような状態にもなってきたというのが、最近の一番の課題なのかなと私は感じておるところでございます。

では、その課題について、議員ご指摘のように、SNSやいろんな媒体を使っただけの勧誘ですとか、活動の在り方を考える必要があるのかなというのを感じておりますし、それと、今の若い人というの非常におかしいんですけども、20代、30代、40代の方というのは、非常に忙しいとおっしゃるんですけども、それは、どの年代、時代でも、やはり同じように忙しい中で活動されていた。その時代と今と何が違うのかということ进行分析する必要があるのかなと思っております。それを考えますと、ある種、教育を受ける年代、10代の世代に対してのボランティア活動への誘導的なもの、子どもの頃にこういうボランティア活動をしましたよ。若い、本当にまだ10代のときにこんな活動をしましたよということが、一時的に子育てやその年代に入ってしまうことによってボランティア活動ができなくなる時代があるかもわかりませんが、ふとしたときにまた活動を再開していただけるような形に持っていく必要があるのかなと。ですので、行政と協働したり、いろんな人様に対する接し方ですとか、手助けの仕方ですとか、そういう思いを若い時期に感じていただくことというのは、大切な作業になっていくのかなというようにも考えております。

ボランティア団体の皆さん方、これからは行政は大変ですのでいつもお願いして、お世話をかけることばかりなんですけども、行政にできることは最大限ご協力をさせていただいて、それで、よりよい葛城市づくりと一緒にさせていただけたらという思いでございます。

以上でございます。

**川村議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。私も全く同じ思いなんです。というのは、またオーストラリアの話を出しますが、オーストラリアでは、本当にボランティア精神を持っている方がたくさんいらっしゃるんです。それはなぜかということ、小さいときからボランティア活動を積極的にしているからなんです。だから、やはり日本の子どもたちも、小さいときから、教育の一環というか、そういうのを自発的に、ボランティアをしたことによって人が喜んでくれるとか、そういうすごくシンプルな気持ちのやり取りから始まると思うんです。そういう機会を私たちが与えてあげるといっても大切ではないのかなというふうに感じます。今日聞かせていただいた市民との協働事業というのは、ぜひ継続していただいて、ますますその輪が広がっ

ていく仕組みづくりを工夫、検討していただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

**川村議長** 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日9日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時48分